

7 月 定 例 教 育 委 員 会 次 第

1 日 時 令和6年7月22日(月) 9時30分～

2 場 所 市役所11階 会議室1

3 内 容

(1) 教育長報告

(2) 令和6年5月分 議事録確認

(3) 議 題

① 佐世保市いじめ等対策連絡協議会等設置条例の改正について(学校教育課)

② 工事請負変更契約締結の件(立神広場整備活用事業設計建設工事)(文化財課)

③ させぼ立神近代化歴史公園の指定管理者の指定変更の件(指定の期間)(文化財課)

(4) 協議事項

① 佐世保市学校教育審議会答申について(学校教育課) 【当日配付】

(5) 報告事項

① 令和6年6月定例会一般質問答弁について(教育総務部)

② 企業との連携協定について(7月26日 協定締結式開催)(総合教育センター課)

(6) その他

① 次回開催予定について

② ③を秘密会とする件

③ 令和6年度9月補正予算要求(3号)の件(教育委員会) 【当日配布】

以 上

(総務課)

7 月 定例教育委員会 (議 題)

① 佐世保市いじめ等対策連絡協議会等設置条例の改正について	．．．	P 1～P 3
② 工事請負変更契約締結の件（立神広場整備活用事業設計建設工事）	．．．	P 4～P 7
③ させば立神近代化歴史公園の指定管理者の指定変更の件（指定の期間）	．．．	P 8～P 9

佐世保市いじめ等対策連絡協議会等設置条例の一部改正について、次のとおり提案する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和 6 年 7 月 2 2 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

改正後	改正前
(委員) 第 7 条 推進委員会の定数は、6 人とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。 (1)～(6) (略) 2 <u>教育委員会は、前条第 1 項第 3 号の調査を行うため必要があるときは、前項に掲げた者のうちから臨時委員を委嘱することができる。</u> (委員の任期) 第 8 条 推進委員会の委員の任期は、2 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、再任されることができる。 4 <u>臨時委員は担当する第 6 条第 1 項第 3 号の調査が終了したときは、解任されるものとする。</u> (専門部会) 第 10 条の 3 <u>推進委員会は、第 6 条第 1 項第 3 号の調査を行うため必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。</u>	(委員) 第 7 条 推進委員会の定数は、6 人とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。 (1)～(6) (略) (委員の任期) 第 8 条 推進委員会の委員の任期は、2 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、再任されることができる。

2 専門部会は、委員又は臨時委員6人以内をもって組織する。 3 第9条から第10条の2までの規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、第9条第1項、第10条、第10条の2第1項及び同項第2号中「推進委員会」とあるのは「専門部会」と、第9条、第10条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第9条第1項、第2項及び第4項中「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。 4 部会長は、調査の経過及び結果を推進委員会に報告するものとする。 (準用) 第11条 第3条の規定は、推進委員会の委員及び臨時委員について準用する。	(準用) 第11条 第3条の規定は、推進委員会の委員について準用する。
--	---

(施行期日)

公布の日

(提案理由)

いじめ防止推進委員会において、調査途中で委嘱委員が任期期限となった場合や、同時に複数件の調査が必要になった場合でも、正確に調査を行い、より適切な指摘や提言ができる体制をとることにより、本市の学校教育の質を高め、子どもや保護者から信頼される学校づくりができるよう、推進委員会に臨時委員を委嘱できるようにするものです。

(参考)

佐世保市いじめ等対策連絡協議会等設置条例（抜粋）

（推進委員会の所掌事務）

第6条 省略

（3）法第28条第1項に規定する調査に関すること

いじめ防止対策推進法（抜粋）

第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- （1）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- （2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

工事請負契約（変更契約）締結の件

工事請負契約（変更契約）の締結について、次のとおり提案する。

令和6年7月22日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣 内 康 昭

- 1 契約の名称 立神広場整備活用事業設計建設工事請負契約（変更契約）
- 2 契約の相手方 みなと建設・岩永造園・とっぺん・タナカ総合環境設計共同企業体
- 3 履行場所 佐世保市立神町
- 4 契約金額 変更前 449,900,000円
変更後 503,056,000円
(53,156千円の増、増額率11.8%)
- 5 履行期間 変更前 令和5年7月26日～令和7年5月31日
変更後 令和5年7月26日～令和8年10月31日
(1年5ヶ月の期間延長)

（提案理由）

令和7年7月1日供用開始予定の「させば立神近代化歴史公園」の公園整備にあたり、土壌汚染対策工事に要する経費並びに期間が増加することに伴い、設計建設工事請負（変更）契約を締結するため提案するものです。

議題 工事請負変更契約締結の件（概要）

1 契約名称

立神広場整備活用事業設計建設工事請負

2 業務場所

佐世保市立神町23番35（立神音楽室（広場）※国有地）

3 設計建設工事請負の概要等

立神町に所在する「立神音楽室（広場）」を、文化財（日本遺産「鎮守府・佐世保」）の周知・啓発と周遊観光の促進を目的に「させば立神近代化歴史公園」として整備を行うもの。

整備にあたっては、設計・施工から管理運営まで一括発注するDBO方式（D＝デザイン（設計）・B＝ビルド（建設）・O＝オペレーション（運営））を採用しており、事業者の選定にあたっては、令和4年度に公募を開始し、「立神広場整備活用事業者選定委員会」による選定・審査を行った後、優先交渉権者として請負事業者を決定した。

なお、契約にあたっては、優先交渉権者であるグループ（立神広場整備活用コンソーシアム（代表企業：株式会社とっぺん）と「基本契約書」を締結し、併せて基本契約書に付随する契約として、「立神広場整備活用事業設計建設工事請負契約」（D＋B）と「立神広場整備活用事業維持管理業務委託契約」（O）をそれぞれ仮契約締結の後、令和5年6月定例会において契約締結議案を提案・議決を経て、令和5年7月26日に本契約を締結した。

今回の議案は、グループ構成事業者（D＋B＋O）のうち、施設の設計・建設・工事監理（D＋B）を請負う構成事業者と変更契約を締結するものである。なお、本契約は工事だけでなく設計・工事監理を一括して発注することから請負契約となる。

4 契約の相手方

みなと建設・岩永造園・とっぺん・タナカ総合環境設計共同企業体（代表企業：みなと建設株式会社）

5 変更内容及び変更理由

契約金額（議決事項）	変更前	449,900,000円
	変更後	503,056,000円（53,156千円の増、増額率11.8%）
契約期間（専決事項）	変更前	令和5年7月26日～令和7年5月31日
	変更後	令和5年7月26日～令和8年10月31日（1年5ヶ月の期間延長）
	仮契約締結日	令和6年8月

(理由) 歴史公園整備にあたり、土壌汚染調査を実施した結果、土壌汚染が判明し、土壌汚染対策の経費並びに対策期間が増加した事による。

【根拠法令】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条（議会の議決に付すべき契約）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は予定価格2億円以上の工事又は製造の請負とする。

市議会の権限に属するものを市長の専決処分とする事項指定の件

地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分をすることができる事項を次のとおり指定する。

工事又は製造の請負契約（その締結について議会の議決を経たものに限る。）について、次のいずれかの変更に係る契約を締結すること。

（1） 契約金額の変更（変更前の契約金額の10分の1の額以下のものに限る。）

以 上

立神広場整備活用事業全体スケジュール

指定の期間 **【変更前】** 令和7年 7月1日～令和17年3月31日（9年9ヶ月）
【変更後】 令和8年11月1日～令和18年3月31日（9年5ヶ月）

[illegible]

させば立神近代化歴史公園の指定管理者の指定の期間変更の件

させば立神近代化歴史公園の指定管理者の指定の期間変更について、次のとおり提案する。

令和 6 年 7 月 2 2 日 提出

佐世保市教育委員会教育長 陣 内 康 昭

指定管理者		指定の期間
名 称	所 在 地	
NBCソシア・とっぺん・ タナカ共同企業体	長崎県長崎市尾上町 5 番 6 号 NBCビル 6 F	(変更前) 令和 7 年 7 月 1 日から 令和 1 7 年 3 月 3 1 日まで
		(変更前) 令和 8 年 1 1 月 1 日から 令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

令和 7 年 7 月 1 日供用開始予定の「させば立神近代化歴史公園」の公園整備にあたり、土壌汚染対策工事に要する期が増加することを理由に整備期間を延長したことに伴い、指定管理期間を見直したため、指定管理者の指定の期間を変更することについて提案するものです。

議題 させば立神近代化歴史公園の指定管理者の指定変更の件（概要）

1 主旨

させば立神近代化歴史公園の管理運営について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせようとする指定の期間について変更するもの。

（根拠：平成15年7月17日付総務省自治行政局長発「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」※抜粋）

指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第244条の2第6項関係）

2 指定管理者の概要（令和5年6月定例会にて提案・議決済）

- (1) 名 称 NBCソシア・とっぺん・タナカ共同企業体
- (2) 所在地 長崎県長崎市尾上町5番6号 NBCビル6F
- (3) 代表者 株式会社NBCソシア 代表取締役社長 藤井 潤
- (4) 設立年月日 令和5年5月11日（木）

3 指定の期間（令和5年6月定例会にて提案・議決済）

変更前 令和7年 7月1日から令和17年3月31日（9年9ヶ月）

変更後 令和8年11月1日から令和18年3月31日（9年5ヶ月）

（理由）公園整備にあたり、土壌汚染調査を実施した結果、土壌汚染が判明し、土壌汚染対策に要する期間が増加したことを理由に整備期間を延長したことに伴い、指定管理期間を見直したため（指定の期間の短縮）。

以 上

7 月 定例教育委員会 (報 告)

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| ① 令和 6 年 6 月定例会一般質問答弁について | ．．． P 1～P 3 2 |
| ② 企業との連携協定について（7 月 26 日 協定締結式開催） | ．．． P 3 3～P 3 9 |

令和 6 年 6 月 定例会 一般質問 答弁について

(1) 黒川 英明 議員

P 1 ~ 4

●本市における民族芸能保存活動について

木場浮立の存続に向けた今後の取組、及び本市全体の民俗芸能等の保存をどのように進めていくのか問う。

(2) 永安 健次 議員

P 5 ~ 7

●地域交通の在り方について

○高齢者及び学生の視点に立った課題整理と支援制度に対する考え方

●中学校における部活動(クラブ活動)について

○部活動(クラブ活動)の位置づけ、及び校内活動と社会体育の整理

○佐世保市中学校体育大会の位置づけと今後の方向性

○中体連の全国的な動きと今後の方向性

(3) 角田 隆一郎 議員

P 8 ~ 9

●数字に見る佐世保市について

市において、人口、出生数、死亡数、小中学校不登校数、小中学校マスク着用率、湧水対策会議開催数、防災井戸の数、県支出金の額、ふるさと納税の使途等の過去5~10年間の推移の現状把握と、その課題に対して具体策を問う。

(4) 古賀 豪紀 議員

P 10 ~ 14

●中学校のスポーツ特待生や部活動地域移行について

○本市の高校進学時のスポーツ特待生の状況について

○本市の中学校部活動地域移行について

(5) 小野原 茂 議員

P 15 ~ 17

- 日野相浦地区における子どもたちの通学路について
- 市道における通学路の安全確保について
- 水害時における通学路の安全確保について
- 子どもを見守る交通指導員の在り方と安全・安心の取組について

(6) 甲斐 義博 議員

P 18 ~ 20

- 熱中症予防について
- 熱中症(特別)警戒アラート等発令時等の対応について
- 手話言語について
- 市及び学校等における普及状況等について

(7) 宮島 武雄 議員

P 21 ~ 22

- 農業を活用した取組について
- 地域と学校が連携する農業体験の取組について

(8) 宮田 京子 議員

P 23 ~ 26

- 本市における社会教育の現状と課題について
- 社会教育委員や徳育推進会議の現状と位置づけ
- 不登校児童生徒の問題に社会教育が果たす役割
- 社会教育主事など有識者の適正配置
- 第7次佐世保市総合計画における社会教育の位置づけ

(9) 柴田 英樹 議員

P 27 ~ 29

- ICT教育とその課題について
- GIGAスクール構想の評価と検証並びに1人1台端末の目的外使用の現状と対策について
- 教職員のICTスキル向上の取組について

(10) 永田 秀人 議員

P 30 ~ 32

- 子ども・教育政策に関する子どもの意見反映について
- 夜間中学開設準備に関して

質 問	答 弁
1 本市における民俗芸能保存活動について 木場浮立の存続に向けた今後の取組、及び本市全体の民俗芸能等の保存をどのように進めていくのか問う。 (質問の要旨) 本市南部の黒髪町上木場地区に伝わる県指定無形文化財「木場浮立」が、コロナ禍を乗り越え本年4月に5年ぶりに復活し、多くの方々の支援により同地区で披露された。そもそも、木場浮立は、1690年に佐賀の西有田村から日宇の木場地区に伝わり、300年以上もの間、親から子へ代々受け継がれてきた佐世保市を代表する民俗芸能で、昭和35年に長崎県の無形民俗文化財に指定されている。 もともとは農民の雨乞行事であったが、後に豊作祝いや農民の娯楽として伝承されてきた。以前は、総勢100人から150人で、大名行列になぞらえたお供の衆と、笛、鉦、太鼓からなる囃し方、舞を披露する舞方で8部構成されている。しかし、コロナ禍後も全ての舞を行うことは難しく、参加者も50名の人数を確保することも難しい状況だったと聞いている。 【1回目】 今回の再開にあたっては、上木場地区のみならず他地区の方々や地元の小学校や中学校、高校からも児童・生徒の参加があり実現したと聞いているが、具体的に再開に至った経緯について尋ねる。	(教育長答弁) 「本市の民俗芸能保存活動について」、お答えいたします。 教育委員会では木場浮立をはじめとする無形民俗文化財について、継続的な調査と保存団体の支援に取り組んでおり、各保存団体と協力しながら文化財の適切な保護を行っております。 無形民俗文化財の保存団体の多くは、自治会や地区住民を母体として構成されている関係上、高齢化や人口減少による担い手不足により、解散せざるを得ない危機にあるのが実情です。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、祭りの中止や縮小は、民俗芸能の継承に大きな弊害となりました。 木場浮立につきましては、これまで毎年開催していた4月第一日曜日の伝承発表会をコロナ禍により、令和2年から令和5年の4年間、止む無く中止されました。このような状況で、令和6年1月に、上木場地区住民で構成されている木場浮立保存会から教育委員会に、今年の伝承発表会の見送りや、浮立の継承が困難な旨の相談が寄せられました。 相談を契機として、伝承発表会の開催に向けて地元との協議を重ねる中で、保存会以外にも拡大して演者を募る案がだされ、近隣地区の自治会や小中学校、PTA、音楽団体などに対し、保存会と共に協力依頼を行いました。 その結果、木場浮立保存会がこれまで近隣小中学校で伝承芸能の授業を行っていた経緯もあり、教育委員会が作成したチラシを手に支援者が集まりはじめ、次第にその輪が広がっていきましました。 その後、同年3月からは毎週土曜日の夜に木場浮立資料館で地元と支援者による練習が開催され、教育委員会からも練習風景の映像記録や演者のサポートなどの実務的な協力を行いました。 当日の発表会では、当初必要とされていた50名を越える64名の演者により挙行され、コロナ禍前と変わらぬ演舞内容に見学者や、保存会の皆さまも、改めて300年以上続いてきた木場浮立の持つ伝統文化に感激されていたことと思います。

【再質問】

今回、再開した木場浮立が今後も継続して伝承発表会ができるのか、今後の対応について問う。

議員お尋ねの、木場浮立の存続に向けた今後の取り組みについて、でございます。

今回の取り組みは、まだ一過性のものであり、まずは担い手不足の解消に向けた継続的な募集支援が、必要と考えております。上木場地区に限らず、近隣地区の自治会や団体へ、支援者を拡充できるようサポートして参りたいと思います。

次に、継承しやすい仕組みづくりとして、人口減少等の社会情勢を見据えた対応への支援も必要だと考えております。

具体的には、木場浮立の八つある舞のうち、担い手が確保できる六つの舞を選択して継承するといった演舞の簡略化があります。

また、練習場所や時間を担い手のニーズに合わせて対応するなど、持続可能な継承の在り方について、適宜、保存会と一緒に模索することが大切であると考えております。

さらに、笛や鉦などのお囃子を別の団体に応援依頼するといったことも、研究して参りたいと思います。

三つ目に映像記録による支援でございます。

映像記録は、さまざまな場面で活用できるものと想定しており、これまで口頭で伝えられてきた音楽や表現を、より「見える化」することで、継承しやすい環境が整えられるものと考えております。

例えば、近隣小中学校に今回撮影された映像を提供することで、地域学習に役立てることができます。

児童・生徒が、学習の機会を通じて、木場浮立の伝統や価値に触れることで郷土愛が醸成されるだけでなく、児童・生徒やその保護者が地域の文化や社会的課題を知ること、担い手の裾野が広がる機会となることも期待されます。

また、今回の再開にあたっての支援者が、数年後には指導者へとステップアップに向かうための教材とすることや、今後、予測されます人口減少等の社会情勢に応じた変化に対して、現在の木場浮立の姿を留める映像記録は、文化財の記録保存の手法としても有効だと考えております。

最後に、木場浮立は、県指定の無形民俗文化財でありますことから、本市だけでなく、県とも役割分担を行いながら、将来を見据えた、さまざまな支援を通して、保存や継承に必要な措置を講じていきたいと考えております。

【再々質問】

木場浮立をはじめとして市内には民俗芸能が多数あり、どの団体も人口減少に伴う担い手不足による継承の危機に瀕しているのではないかと思う。

このような状況の中で、佐世保市（教育委員会）として、市内の民俗芸能について、どのように継承していこうと考えているのかを尋ねる。

議員お尋ねの、「本市全体の民俗芸能等の保存」についてですが、市内には多数の民俗芸能や年中行事があり、これらは、伝統文化を理解するために欠くことのできない希少な文化財といえます。

これら無形民俗文化財の保存団体は、その継承に際し、木場浮立と同じような後継者不足、民俗芸能そのものの消滅という悩みを有しており、全国的な課題でもあります。

本市では、その対策の一つとして、芸能等の活動や継承方法の支援について、その検討を進めております。

まず、芸能等の活動では、保存団体は文化財の指定等を受けることで、国・県・市の指定段階に応じた支援を受けることができます。

その助成制度を活用しながら、無形民俗文化財を伝承するために必要な用具や衣装の修繕、担い手を募集するためのプロモーション映像の制作など、芸能等の活動に対し支援を受け、取り組んでいる事例もあります。

このため、本市全体の民俗芸能等を継続的に調査し、指定することが、先ずは有効な手段の一つといえます。

その上で、本市としましては、無形民俗文化財の保存や継承について、財政面などを含め、さまざまな支援を国や県に対して求めて参りたいと考えております。

また、継承の方法については、映像のアーカイブ化などによる継承しやすい環境整備を考えております。

無形民俗文化財の多くが口頭で伝承されてきたため、記録などが少なく、地域の高齢化や人口減少に伴う担い手不足、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う祭りの中止や縮小は、無形民俗文化財の継承の妨げとなっています。

映像のアーカイブ化は、民俗芸能などが止む無く、休止や簡略化されたとしても、その後の継承や復活に資することができる有効な手段の一つとして認識しています。

本市といたしましては、まずは保存団体に民俗芸能を実態として継承していく支援を進めて参りますが、人口減少等の社会情勢の変化により止む無く継承ができない場合も想定されますので、映像記録などによるアーカイブ化での支援が行えるよう、重層的な支援の在り方についても研究を深めてまいります。

現在、本市では文化財保護行政のマスタープラン兼アクションプランであります「佐世保市文化財保存活用地域計画」を策定中でございます。

この計画は、本市の歴史や文化にまつわる背景に沿って、多様な文化財を俯瞰し、総合的かつ一体的に保存・活用することにより、本市の特徴を活かした地域振興に貢献すると共に、確実な文化財の継承につなげることを目的としております。

	また、本計画は、各地域の多様な意見を反映させ、地域の皆さまが関わりを持って策定することが理想としております。そのため、無形民俗文化財をはじめとする、さまざまな文化財を次世代へと確実に継承していくための仕組みづくりも、本計画において研究を進めていきたいと考えております。 現在、各保存団体や自治会等に向けた意見交換やアンケートを行っておりますが、無形民俗文化財によっては、年齢や性別が限定されたり、外部からの受入れが難しい民俗芸能もあります。 <u>このため各保存団体において継承の機運が損なわれることがないよう、しっかりと聞き取りを行い、実情に合わせた課題解決策を講じた計画となるよう、策定に取り組んで参りたいと考えております。</u> いずれにしましても、本市としましては、令和7年度を目標に策定中の本計画において、芸能等の活動及び継承方法の支援を含めた無形民俗文化財の保存の在り方について検討を深め、その方向性を定めて参りたいと思います。
--	---

質 問	答 弁
1 地域交通の在り方について ○ 高齢者及び学生の視点に立った課題整理と支援制度に対する考え方 (質問の要旨) <u><学生(遠距離通学補助)></u> 学生にとって、公共交通機関は、通学に必要な不可欠なものである。 しかし、今月より実施されているバス運賃の値上げは、学生(保護者)にとって大きな負担となっている。 また、ダイヤ改正により、登下校の時間帯に影響を来しており、学校活動にも影響を及ぼしている。 結局、保護者による自家用車での送迎が当たり前のようになっているのが現状である。 一部通学補助はなされているが、<u>教育委員会として、環境の変化による通学の実態や、負担の度合いを把握されているのか、通学実態と照らし合わせたとき、教育的配慮に不足はないのか、制度の在り方について伺う。</u>	(教育長答弁) 1 項目目の「地域交通の在り方について」、<u>バスのダイヤ改正などにおける中学生の登下校の状況及び通学に関する保護者の費用負担について</u>お答えいたします。 ダイヤ改正による中学生の<u>登下校の影響</u>につきましては、生徒によっては、登校の際、学校に早く到着したり、下校の際、バスの時間まで待ち時間が長かったり、また、夏休み等において、部活動をバスの時間に合わせて早く終わらせたりという状況がっております。またそのような場合、<u>保護者が自家用車で送迎されているケースがあると認識</u>しております。 また、通学に関する保護者の費用負担につきましては、バスの通学定期券の4分の3の額を遠距離通学費補助金として補助しており、残り4分の1の負担となっておりますが、令和6年6月1日の運賃の増額改定と合わせて、定期券の割引率が50%から40%に引き下げられたことで、<u>負担が増加している状況</u>です。 バスのダイヤ改正などによって、自家用車による送迎など保護者にかかる負担がどのような影響を受けているか、<u>今後も実態把握に努めるとともに、遠距離通学費補助制度など中学生の登下校にかかる支援のあり方について、引き続き検討を進めてまいりたいと存じます。</u>

質 問	答 弁
3 中学校における部活動(クラブ活動)について 永安議員は、部活動生徒と地域クラブに所属する生徒の間には、不公平があるという話を聞いている。そこで、<u>部活動や市中体の在り方について</u>お尋ねをしたい。 ○部活動(クラブ活動)の位置づけ、及び校内活動と社会体育の整理 (質問の要旨) 中学校における「<u>部活動</u>」の<u>教育における現在の位置づけと課題</u>、佐世保市中学校の<u>部活動の現状と、社会体育への移行状況</u>について伺う。 ○佐世保市中学校体育大会の位置づけと今後の方向性 (質問の要旨) 佐世保市中学校体育大会の<u>大会意義をどのように位置づけ</u>されているのか。また、<u>社会体育へ移行された生徒への関与の在り方について見解</u>を伺う。また、<u>今後の市中学校体育大会の方向性</u>についての考えは。	(教育長答弁) 3項目め、中学校における部活動についてのうち、1つ目、「<u>部活動の位置づけ、及び校内活動と社会体育の整理</u>」についてお答えします。 中学校における学校部活動は、学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により行われるもので、スポーツや文化、科学などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質、能力の育成に資するものであり、<u>学校教育の一環</u>として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされており、高い教育的意義が期待されてきました。 しかしながら、<u>学校部活動では、生徒数の減少や、生徒のニーズの多様性などにより、地域クラブで活動する生徒が増加し、加入率は減少している傾向</u>があり、令和元年度の部活動加入率は68.1%に対し、令和5年度は63.0%となっております。 学校部活動の地域移行に伴う選択の幅が広がる一方で、<u>地域クラブに所属した場合、大会などの引率や費用面など、学校部活動では生じなかった負担や、校内での学校部活動の所属感がなくなることによる心情的な変化</u>など、生徒や保護者の戸惑いもあることと思います。 教育委員会としましては、各学校における学校部活動の設置の実情や地域移行にかかるメリット、デメリット等について、学校が生徒や保護者に丁寧に説明を重ねるよう指導してまいります。 また、本年度より部活動指導員の派遣や合同練習会におけるバスの輸送、離島部へ指導者を派遣するなど、<u>部活動地域移行の実証事業を通して、本市の学校部活動の在り方について、研究</u>を進めてまいります。 次に、二つ目の、<u>佐世保市中学校体育大会の位置づけと今後の方向性</u>についてお答えします。 この大会は、<u>学校教育の充実と中学生の望ましい心身の発達を目指すことを目的</u>として、開催しております。 最後まで自分を信じて競技に臨む様子は、学校教育の充実や子どもたちの望ましい心身の発達を目指すべく<u>教育的意義の大きいもの</u>と考えております。 昨年度、長崎県中体連が地域クラブに加入している生徒の大会参加の方針を示されたことから、本大会においても陸上、水泳、体操・新体操の競技について地域クラブが参加できるよう、変更いたしました。 令和5年度は、地域クラブから合計16名4チームが参加しており、令和6年度は、合計13名4チームが参加しています。

○中体連の全国的な動きと今後の方向性

(質問の要旨)

社会環境が大きく変わる中、
今後の日本中学校体育連盟はどのように展開されるのか。

学校部活動に加入していなくても、本大会に参加できる門戸を開き、生徒のニーズに応えられる、といったメリットの一方で、生徒の輸送面を地域クラブや保護者に任せることなどの課題も浮き彫りになってまいりました。

昨年度から実施しているクラブ所属生徒の本大会参加の方針については、これまでも佐世保市中学校体育連盟の合同会議などで説明し、各学校においても生徒や保護者に丁寧な説明を行うよう伝達しているところでありますが、今後におきましても、生徒や保護者に十分に伝わるよう、指導してまいります。

学校部活動の地域移行をはじめとする社会の変化に伴い、本大会の在り方についても、検討の時期に来ているものと認識しております。

今後、佐世保市中学校体育連盟や各競技団体、生徒や保護者等のニーズも踏まえながら、今後の本大会の方向性を検討してまいります。

三つ目の、中体連の全国的な動きと今後の方向性についてお答えします。

先日、日本中学校体育連盟は、全国中学校体育大会の開催について、少子化で部の設置率が低い競技が生じていること、学校部活動の地域移行の推進に伴って、地域クラブの大会参入が始まったことなどを理由に、2027年度から規模を縮小し、水泳や体操、ハンドボールなど九つの競技を実施しないことを決めたと発表いたしました。

今後、生徒の目標となる全国大会がなくなることで関係学校においては、部員の募集の調整や学校部活動の地域移行などの動きがあるものと考えられます。しかしながら、現時点におきまして国や県からは詳細な情報が出されていないため、今後の動きを注視しながら検討してまいりたいと存じます。

質 問	答 弁
2 数字に見る佐世保市について 市において、人口、出生数、死亡数、<u>小中学生不登校数、小中学生マスク着用率、</u>渇水対策会議開催数、防災井戸の数、県支出金の額、ふるさと納税の使途等の<u>過去5～10年間の推移の現状把握と、その課題に対して具体策を問う。</u> (質問の要旨) 【小中学生の不登校数】 <u>小中学生の不登校数の現状、またその課題に対する具体策について</u>伺う。 不登校数の10年間の推移、最近の不登校の理由	(教育長答弁) 続きまして「<u>小・中学校における不登校児童生徒数</u>」「<u>小・中学生のマスクの着用率</u>」につきましては、私からお答えさせていただきます。 まず、<u>本市における不登校児童生徒数につきましては、10年前の平成26年度は265名、直近の令和4年度は674名</u>となっております。 また、令和4年度の不登校の要因につきましては、全国同様「<u>無気力、不安</u>」の要因が最も多く、その割合は43.9%でございました。 近年、不登校児童生徒数が増加傾向にあり、中には十分に支援が届いていないケースがあることを、大きな課題としてとらえ、様々な対策を講じているところでございます。 具体的には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣、心の教室相談員の配置、あすなろ教室の設置等により、<u>個に応じたきめ細かな支援</u>に努めているところでございます。 また、登校できても自分の教室に入ることには抵抗がある生徒等に対して、学校内に安心して過ごすことができる居場所を確保するために、今年度から新たに「<u>校内教育支援センター</u>」を市内中学校10校に開設いたしました。 各センターでは、支援員が常時見守る態勢を整えており、利用する生徒がいつでも教育相談や学習のサポートを受けられるようにしております。 その支援員には、生徒が気軽に話すことができる地域の方々にも、ご協力をいただいております、学校からは登校日数や在校時間が増えた、自分の教室に入ることができた等の声が聞かれるようになり、一定の成果が見え始めているところでございます。 さらに、<u>令和7年度開設予定の夜間学級において、現在、不登校となっている中学生も対象に、支援ができるよう検討</u>しております。 また、<u>将来的な「学びの多様化学校」の設置に向け、研究</u>を進めてまいります。 不登校支援に関しましては、既存の形式にとらわれず、新たなフレーム作りを行政機関として研究しており、今後も、それぞれの子どものニーズに応じた多様な学びの場を提供できるよう、地域の皆様のご協力を得ながら、支援を強化してまいります。

【小中学生のマスク着用率】
小中学生のマスク着用率の現状、またその課題に対する具体策について伺う。

登下校等でマスクをしている
児童生徒を見かける

健康保持増進のためマスクを
外すことを推奨してはどうか

次に、「小中学生のマスク着用率」につきましてお答えいたします。

小中学生のマスク着用率につきましては、マスク着用が個人の判断に委ねられることから調査は行っておらず、データをお示しすることはできませんが、本人や家庭の事情により、常時マスクを着用している児童生徒が一定数いることは把握いたしております。

議員がご指摘されているように、気温が高い環境下での運動や登下校時にマスクを着用し続けることは、熱中症のリスクが高まる行為でありますので、国の通知に基づき、マスクを外すよう各学校で指導を行っているところです。

いずれにいたしましても、児童生徒自らがマスクの着脱について主体的に判断できる力が必要と考えておりますので、引き続き、家庭と連携を図りながら、より良い行動ができる児童生徒の育成に努めてまいります。

質 問	答 弁
1 中学校のスポーツ特待生や部活動地域移行について ○本市の高校進学時のスポーツ特待生の状況について （質問の要旨） 高校入試のスポーツ特待生制度について、個人的には必要な制度であると思っているが、以下の点において改善が必要であると考えている。 中学校と高等学校間での面談の際のルール等が守られていないことを聞いている。 そのルールがあることを保護者・生徒が知らない場合もある。 面談を実施するにあたり、学校、保護者や生徒への負担が大きい。（複数校から面談の希望がある生徒の場合） 中学校の面談の時だけでも、高校と当該生徒との面談ができるように佐世保市教育委員会と高野連と協議をしてほしい。（野球では、高校の監督と中学生との接見が禁止） 【質問1】<u>スポーツ特待生制度の現状と課題について教育長の考えを伺う。</u>	（教育長答弁） 1 項目め、中学校のスポーツ特待生や、部活動地域移行について、<u>本市の高等学校進学時のスポーツ特待生の状況</u>について、答弁させていただきます。 私立高等学校のスポーツ特待生制度や、公立高等学校の特別選抜制度につきましては、佐世保市の子どもたちが、これまで地道に培ってきた学びや、経験を強みとし、進路決定に生かすことができるとともに、入学後は自分の特性をさらに伸ばし、自らの夢を実現できる可能性を広げることができるものと認識しております。 また、高等学校の指導者から競技について、より専門的な指導を受けることができたり、整った環境で練習することにより技能の向上が図られたりするなど、それぞれの競技の資質・能力を高めることができるものと捉えております。 加えて、いわゆる、強豪校に進学した生徒は、全国大会などのより大きな舞台で活躍することができる可能性が広がり、中には世界を舞台に活躍する生徒や、プロのアスリートになる生徒が生まれてくる可能性もあります。 この制度で入学した生徒たちを含め、たくさんの生徒たちが高等学校で活躍していることを大変喜ばしいことだと思います。 <u>私立高等学校のスポーツ特待生制度の現状</u>についてでございますが、<u>それぞれの高等学校の教育方針等、各学校の特色に応じて実施されている</u>ものであり、この制度により、入学希望者が増えたり、学校の活性化が図られたりしていることを承知しております。 生徒にとっても、このスポーツ特待生制度は、これまで取り組んできたスポーツを、引き続き高等学校でもできることに加え、この制度により、入学金等が免除になるなどの優遇制度があり、生徒、保護者にとって将来の進路を決める上で、一つの選択肢になっていると認識しております。 一方、<u>公立高等学校におきましては、長崎県公立高等学校入学者選抜実施要領に基づき、昨年度までは「文化・スポーツ特別選抜」という名称で入試が行われております。</u> この志願資格につきましては、文化・スポーツの各種大会等で優れた実績を有する者、また、部活動等で優れた資質や能力を有し、学校の特色や求める生徒像に合致する者で、入学後も継続的に活動を希望する者、と示されており、私立高等学校のスポーツ特待生と同様に、特定の部活動での活躍が期待できます。 議員ご指摘の、中学校で行われる高等学校の顧問や監督等と、中学校の担任、部活動顧問、保護者、生徒との面談につきましては、該当中学校と高等学校の校長間の申し合わせにより、1回の

面談時間や終了時刻を配慮するなど、工夫されております。さらに、面談の期間につきましては、例年10月下旬から11月下旬頃までと設定されており、学校においては、この期間に面談日を実施し、進路決定がなされております。

野球につきましては、高等学校野球連盟が、「監督等と入学前の生徒との接触を禁止する」と規則を定められているとのことでございます。

それぞれの組織で、実態に応じて定められたものでございますので、市教育委員会としましては、その申し合わせや規則を尊重したいと考えております。複数の高等学校による生徒との面談の申し出によって、「中学校の負担が増えている」とのご指摘もございましたが、負担軽減を図るため、中学校においては複数の職員が交代で対応するなど、工夫をしながら、面談に臨んでいる現状でございます。

なお、公立高等学校の入試制度についてでございますが、本年度の中学校3年生が受検をする、令和7年度の長崎県公立高等学校入学者選抜から選抜方法が変更されることになっております。

具体的に申し上げますと、これまでの前期・後期制度を廃止し、「特別選抜」、「一般選抜」、「チャレンジ選抜」の3種類が実施されます。なお、昨年度まで実施されておりました「文化・スポーツ特別選抜」は、「特別選抜」に含まれております。昨年度までの「文化・スポーツ特別選抜」は、各高等学校の定員全体の5%以内で設定されておりましたが、「特別選抜」は、定員全体の15%以内に設定されております。

これにより多くの生徒が、これまで取り組んできた文化・スポーツを継続するとともに、自分の強みを生かすことができる高等学校を選択することが、可能となるものと考えられます。今後も定められた実施要領や規則にのっとり、適切に入学者選抜が行われるべきであると考えております。

次に、スポーツ特待生制度についての課題についてでございますが、議員ご指摘の勝利至上主義の監督・コーチが存在したり、在学中に怪我等で競技を続けられなくなったりしたことで挫折をし、高等学校を中退する生徒が実際にいるということは、非常に残念でなりません。どのスポーツにおいても、プレイヤーズファーストの精神で部活動が実施されていくことが肝要であると考えます。

いずれにいたしましても、生徒が生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するためにも、私立高等学校のスポーツ特待生制度や公立高等学校の特別選抜制度が公正公平に運用されることを願っております。

○本市の中学校部活動地域移行について

(質問の要旨)

中学校の部活動地域移行については、様々な問題が懸念される。

「指導者の問題」…スポーツだけしていればいいという考えではなく、学校生活や私生活等も加味してレギュラー等の選考をしてほしい。

「報酬」…高額請求してくる指導者もいるが、外部指導者の報酬はどのようになるのか。保護者の負担が大きくなるのではないかと懸念される。

「練習場所や練習時間」…スポーツするグラウンドが少なく、中学校のグラウンドは他のクラブとすみ分けができるのか。また地域移行された場合、練習時間は守られるのか？

「指導者の勝利至上主義の問題」…スポーツは楽しむものというよりも勝利第一の勝つための指導になるのではないか。

【質問2】現在の佐世保市の部活動地域移行の進捗状況と今後の計画について伺う。

次に、佐世保市の部活動地域移行の進捗状況と今後の計画についてのご質問にお答えします。まず、本市の進捗状況についてお答えする前に、中学校部活動の改革における国の動きについてお示しします。

スポーツ庁が進めている運動部活動改革を参考に、今までの国の進捗をご説明いたしますと、平成30年3月に、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、平成31年1月には、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の中で、「将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。」とされております。

直近では、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、「速やかに部活動改革に取り組む必要があること」、「新たな地域クラブ活動を整備するために、必要な対応について、国の考え方を提示すること」、「地域の実情に応じて、体験格差を解消すること」などが示されております。

このガイドラインの発表までには、国におかれましても、有識者やスポーツ関係者などからなる「運動部活動の地域移行に関する検討会議」が設けられ、提言が出されております。その提言におきまして、まずは「休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする」、

「令和5年度の開始から令和7年までの3年間を改革集中期間として取り組み、合意形成や条件整備等のため、さらに時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ、可能な限り早期の実現を目指す」と示されております。

また、国のガイドラインを受け、長崎県では、令和5年3月に「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」が示されております。

なお、国のガイドライン及び県の方針を受けて、佐世保市とい
たしましても、学校部活動の地域移行及び連携に向けたモデル事
業を、令和6年度から取り組んでいるところでございます。

この新事業では、主に休日の部活動の地域移行に取り組むモデル案として、4つのパターンを予定しております。

詳しくご説明いたしますと、1つ目は、拠点校型として、近隣の学校で集約可能な競技や担当校を決め、そこで合同練習やチーム編成を行うものでございます。具体的に申しますと、軟式野球を行いたい、その地域に専門的な野球の指導者がいない、また、生徒が少なく、9人でのチームプレーや練習ができない場合に、同様の課題を抱える学校が集まり、拠点となる学校にて、休日の合同部活動を実施し、そこに専門的な部活動指導員を配置するものでございます。

2つ目は、**施設集合型**として、例えば、佐世保市総合グラウンド陸上競技場に各学校の生徒が集合し、陸上競技の合同練習や、専門指導者からの指導を受けるものです。

各学校からバスで生徒を移動させ、佐世保市総合グラウンド陸上競技場に集合いたします。そこで、陸上競技の種目である短距離走や長距離走、また跳躍種目や投擲種目など、分野ごとに専門指導者から指導を受ける機会を与えるものでございます。

併せて、総合グラウンドに集合できない宇久や黒島などの離島部の生徒たちに対しましては、専門指導者の派遣ができるようにしております。

この事業における必要な休日の指導員の派遣費用や、合同練習に移動する輸送費などを、上限はございますが、本年度予算化しております。

3つ目は、**既存クラブチーム型**として、既にクラブ化して運営している水泳や武道競技などを学校から地域へ移行していくものでございます。武道場やスイミングクラブで活動をしている生徒たちを学校代表としてではなく、武道場やスイミングクラブでチームを編成し、市中体や各種大会に出場ができるように規定等を見直すものでございます。

4つ目は、**新たな地域クラブ活動型**として、その活動を検討していくものでございます。具体的には、新たに地域クラブが発足し、運営しやすいよう、また、学校とスムーズに連携できるよう、市としての新たなガイドラインの整備を進めてまいります。

これらの事業に取り組み、今後、本市の中学校部活動の地域移行や地域連携を検討してまいります。大きな課題として指導者の確保の問題がございます。議員ご指摘のとおり、指導者の中には、勝利至上主義を含め、様々な考えを持つ方々がいらっしゃいますが、中学校部活動指導者として、部活動ガイドラインの順守など適切な指導をいただける**指導者の確保**は大きな課題の一つです。

指導者の謝金や報酬につきましても、保護者の経済状況が、生徒の部活動に大きな影響を及ぼすことがないように、国・県の支援策に注視しながら検討してまいりたいと考えております。

また、本市におきましては、中学校部活動を地域移行する際に、既存のスポーツクラブを部活動生徒の受け皿にした場合、部活動生徒数に対しまして、**スポーツクラブの数**が充足しているとは言えない現状がございます。

さらに、競技ごとに一か所に集合して活動をする場合には、離島部なども含め、広範囲に及ぶため、**移動手段や時間的な制約など各学校の状況に応じた対応**が求められます。

特にチームスポーツなど、ある程度の人数が必要な競技においては、チーム編成の方法や活動場所、練習時間等を、「部活動ガ

	<u>イドライン」に従ってマネジメントする必要がある、それを担う人材についても発掘・育成の必要</u>があります。 これらの課題の解決のため、今後どのような施策を講じる必要があるのかを、先ほど申し述べましたモデル事業を通して、実証してまいりたいと存じます。なお、<u>事業全体の検討・検証期間といたしましては、本年度と来年度の2カ年を予定</u>しております。 この2年間で、<u>効果と課題等をまとめ、令和8年度以降の段階的な地域移行及び連携に向けた佐世保市の方針を決定</u>してまいりたいと考えております。 いずれにいたしましても、子どもたちが将来にわたって、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することが重要であると考えております。 佐世保市におきましては、子どもたち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められております。 私といたしましては、スポーツや文化・芸術活動をとおして、佐世保市のすべての子どもたちがこれから幸福な人生の創り手として、成長していくことを願っております。
--	---

質 問	答 弁
2 日野相浦地区における子どもたちの通学路について ○ 水害時における通学路の安全確保について (質問の要旨) 日野・相浦地区は、水害に対する整備はなされているものの、予測不可能な雨が降れば、浸水する危険もある。<u>市全体として学校への通学路など浸水に対してどのような通学路の安全対策を対応させているのか。過去の日野小学校の取り組みは現在学校の中でどのように活かされているのか。</u>	(教育長答弁) 2項目め、日野、相浦地区における子どもたちの通学路についての2つめ、<u>水害時における通学路の安全確保</u>についてお答えいたします。 まず、<u>各学校における取組</u>についてですが、平成21年に施行された学校保健安全法では、各学校において、学校安全計画及び危険等発生時対処要領、いわゆる「危機管理マニュアル」の策定を義務付けるとともに、地域の関係機関との連携に努めることとされており、<u>本市の小中学校等におきましても学校の実態に応じた「危機管理マニュアル」を作成</u>しております。 作成したマニュアルにつきましては、文部科学省が令和3年6月に発行した「学校の危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドライン」に基づき、見直し・改善を行うこととなっております。教育委員会では、<u>校長会等において、学校で実施した訓練の検証結果や学校を取り巻く様々な状況の変化等に応じてマニュアルを更新し、児童生徒の安全確保に努めるよう、指導</u>しております。 <u>学校における大雨に関する対応</u>につきましては、<u>校長を含めた教職員が通学路を巡回して安全を確保するとともに、メール等を活用した保護者との連携、警察などの関係機関や地域の方々の協力を得ながら集団下校を実施</u>するなど、安全対策を行っているところ です。 続きまして、<u>過去の日野小学校の取組が、現在どのように生かされているか</u>という質問についてお答えします。日野小学校では、過去に冠水を経験されている地域・保護者の方々のご助言・ご協力で、児童が安全に下校することができた好事例がございました。 具体的には、<u>冠水時の下校方法を確認するための訓練の際に、地域の方々にも参加・ご協力をいただき、早く冠水する場所や危険箇所、注意点などを指導していただいております。</u> さらに日野小学校では、冠水時の児童の見守り場所や誘導方法につきまして、<u>フロー図で示した対応マニュアルも作成</u>しております。町内会長や民生委員、児童委員、交通指導員の方にも<u>地域の状況確認や見守り支援の要請を行う連絡体系が整え</u>られており、児童の安全に配慮した登下校ができております。 また、この取組に関しましては、「危機管理マニュアル」のみならず、学校要覧の中にも冠水時の対応に関する地域と連携したマニュアルが示され、学校での取組の組織的な継承がなされているところ です。 このように、地域と学校が一体となって児童生徒の安全を確保する取組は、他の学校にも大いに参考となるものでございますの

【再質問】

○市道における通学路の安全確保について

(質問の要旨)

危険な箇所の問題は、中々改善が進んでいない。そのような中、新たな宅地開発も行われ、大型車両の出入りなど様々に危険があるが、このような状況について、今後の取り組みや対応について、市の見解を確認したい。

で、校長会などで周知するとともに、より一層防災意識を高め、災害時の児童生徒の安全確保に万全を期すよう活用してまいります。

【再質問】

(教育長答弁)

市道における通学路の安全確保についての再質問にお答えいたします。

交通指導員として日野、相浦地区の地域で立哨され、子どもたちの安全安心を見守っていただきつつ、地域の道路状況の変化などに気づき、通学路の危険な箇所について披瀝をいただきました。

先ほど、土木部長も触れましたが、平成27年から取り組んでおります、「佐世保市通学路交通安全プログラム」は、継続的な通学路の安全を確保するため、市内小学校を5つのグループに分け、5年を周期として、各小学校の通学路の中で対策が必要な箇所について、学校、保護者、自治会、道路管理者、警察などで設置いたしております、「通学路安全対策推進協議会」において合同点検を実施しております。

その合同点検を経て、整備が必要と認められた箇所について、校長から申請が教育委員会になされ、その後、教育委員会から各道路管理者や警察へ整備の依頼を行っているものです。

なお、土木部長からも答弁いたしました、八街市の事故を受けてからの、臨時的な緊急点検に置きましても、日野や相浦地区で実施しました合同点検の結果、学校から申請があった箇所については、対応が完了しているところです。

しかしながら、通学路の危険な箇所については、横断歩道や信号機の設置など、要望はあるものの、既設に設置がある状況との整理など、合同点検時において対応する協議に時間を要することもございます。

5年に一度に関わらず、先ほど指摘された通学路の危険な箇所につきましては、まずは、関係機関が連携を図りながら情報共有を行いたいと考えております。

その折には、議員からも情報をいただきながら、必要に応じ、緊急を要する場合には、その都度合同点検を実施していきたいと考えております。

また、通学路の安全確保につきましては、本プログラムでの対応はもちろんですが、子どもたち自らの視点も重要と考えております。

例えば、毎日通っている通学路について、どこに危険と思われる箇所があるのか自ら認識し、そして対応策を自ら考えていく、通学路の危険個所のマップ作りなど、主体的な学びへの取り組みも重要と考えております。

このような視点における交通安全に対する取り組みについては、それぞれの交通事情に詳しい、地域の方々のご協力をいただきながら進めるなど、研究してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員から指摘をいただいた内容を注視しつつ、この佐世保市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童が安全に通学できるよう、安全確保を図ってまいります。

質 問	答 弁
1 熱中症予防について <u>○暑さ指数(WBGT)を活用した熱中症予防の現状と問題点について</u> (質問の要旨) 気候変動適応法の改正により、熱中症による重大な健康被害が生ずる恐れがある場合に「熱中症特別警戒アラート」が発表されることとなった。発表基準となっている指標は暑さ指数(WBGT)と呼ばれるもので、分類上、28以上で「嚴重警戒」、31以上で「危険」、33以上で「熱中症警戒アラート」、県内すべての観測地点で35以上で「熱中症特別警戒アラート」となる。 「特別警戒」は、命に危険が生じかねない危険な暑さとなるが、このような「暑さ指数」の情報を市民は理解しているのか。また、理解促進のために市はどのような対策をしているのか。熱中症予防の現状と問題点についてお尋ねする。 「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合の周知、クーリングシェルの指定状況など、本市における対応をお尋ねする。 併せて、<u>学校現場での熱中症予防の現状</u>についてお尋ねする。	(教育長答弁) それでは、1項目め「熱中症予防について」のうち、<u>学校における熱中症予防の現状と問題点</u>についてお答えいたします。 学校は、文部科学省の「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」をもとに、<u>自校の「危機管理マニュアル」等に予防対策を明示し、熱中症対策に取り組んでおります。</u> この熱中症予防対策については、大きく3つの柱がございます。 1つめは、「<u>暑さ指数の活用による各種活動の判断</u>」でございます。 学校においても、熱中症の危険性を判断する基準として暑さ指数を用いていることから、<u>すべての学校に暑さ指数計測器を配置し、場所や時間にかかわらず、必要に応じて、暑さ指数を計測、確認できるようにしております。</u> そのことによって、学校は、<u>教育活動を行う前や活動中において、暑さ指数を計測し、活動の継続、中止、制限、変更等を判断</u>しております。 2つめは、「<u>児童生徒への熱中症防止に関する指導</u>」でございます。 学校では、<u>体育・保健体育、特別活動等において、児童生徒が、自身の健康や安全について自ら判断し行動できる力を身に付けることができるよう指導</u>をしております。 熱中症対策においても、帽子の着用やこまめな水分補給、休憩などについて普段から細やかに指導をすると同時に、どのようなことに注意したり行動したりすれば熱中症を防ぐことができるかなど、自己管理の方法について児童生徒の発達段階に応じて考えさせるよう指導をしております。 加えて、保護者に対しても学校医による指導を計画したり、学校だより等で体調管理について働きかけたりすることにより、<u>児童生徒の熱中症予防について家庭との連携</u>を図っております。 また、<u>熱中症の危険が高い運動部活動については、「長崎県運動部活動時における熱中症対策ガイドライン」</u>に基づき、熱中症防止に取り組んでおります。 暑さ指数の確認や水分補給はもちろんのこと、体調チェック表を活用し、活動前から活動後までの体調管理に十分気を配るようにしております。 先週実施できました佐世保市中学校体育大会においても、各競技会場における暑さ指数の計測、こまめな水分補給、休憩などを大会要項に盛り込むことで、生徒の体調管理を図り、熱中症予防に努めました。

3つめは、「熱中症事故を防止するための環境整備」でございます。

児童生徒が安全安心に生活するための空調設備については、普通教室と図書室には令和元年度までに設置が完了しており、災害発生時の避難所としても活用する理科室と音楽室等には、令和7年度までに設置する予定となっております。

また、先月5月にウォータースタンド社と連携協定を結びまして、6月末までに、離島部以外の学校にウォーターサーバーを設置完了する予定となっております。

なお、離島部の学校につきましても、代替として浄水器を設置しております。

すべての児童生徒に、給水する選択肢を広げることで、熱中症予防のための水分補給を促進しております。

これらの対策の積み重ねにより、熱中症予防への意識は高まっておりますが、熱中症対策のさらなる周知徹底が課題の一つでございます。

熱中症特別警戒アラート発令時における対応や危機管理マニュアルの再整備など、今回の気候変動適応法の一部改正を新たな熱中症対策を講じたり見直したりするよい機会ととらえておりますので、関係部局と連携を図りながら、学校への指導を徹底し、今後も熱中症対策に万全を期してまいります。

質 問	答 弁
2 手話言語について ○市及び学校等における普及状況等について (質問の要旨) 手話言語について、本市手話言語条例に基づく各種事業における現状と問題点、普及状況等、及び、<u>学校における現状と問題点、普及状況等</u>について伺う。	(教育長答弁) 2項目め、<u>手話言語について、学校における現状と問題点、普及状況等</u>についてお答えいたします。 手話言語につきましては、これまでも合唱の際に手話を交えるなど学校教育の様々な場面において積極的に活用されておりましたが、佐世保市手話言語条例制定を機に、さらに手話言語の充実に努めております。 今年度から新たに全ての本市立小学校で実施しておりますカリキュラムにおきましては、1・2年生の生活科の「町のくふうを見つけよう」の学習、また、6年生の道徳科の「家族と心を通わせて」の学習に手話を題材として活用し、<u>児童の発達や教科の特性等を踏まえたうえで積極的に手話言語を用いて教育活動を実践</u>しています。 加えて、各学校が独自のカリキュラムを作成して実施する総合的な学習の時間におきましても、聴覚障がい者の方をゲストティーチャーとして招聘し、福祉教育に取り組んでいる学校もございます。なお、これらの活動につきましては、本市が独自で進めております「<u>特色ある学校づくり対策事業</u>」を活用し、<u>財政面から支援</u>を進めております。 また、聴覚に障がいのある保護者との円滑な意思疎通が課題となっておりましたが、平成28年の法施行後の平成29年から<u>手話通訳の派遣</u>を実施しており、昨年度は7校に16回、延べ26名の手話通訳を入学式や卒業式、授業参観などの学校行事に派遣しました。 早い段階から子どもたちの手話への理解につながる機会の充実を図ることは、佐世保市手話言語条例の目的にあります、全ての人が安心して暮らすことができるまちづくりを目指すためにも重要であると認識しております。 教育委員会といたしましては、今後も、<u>障がいのある方々との共生を含む障がい理解やインクルーシブ教育の重要性について改めて周知し、共生社会の担い手としての資質の育成に努めてまいりたい</u>と考えております。

質 問	答 弁
1 農業を活用した取組について ○ 地域と学校が連携する農業体験の取組について （質問の要旨） 【1回目】 地域と学校が連携する農業体験をすることで、「いのち」にふれることができる。豊かなコミュニケーションにつながる。食育の推進などの効果が期待される。 令和5年9月議会教育長答弁より、農業体験についての答弁をもらっている。 都市化や電子機器の発達が進み、子どもの遊び場が「外」から「内」になってきている。それに伴い、自然や社会との関わりが希薄になる子どもが見受けられる。 農業体験の場を提供いただく農家や農業団体等の協力、農業教育を取り入れる教育プログラムといった、地域と学校の連携した取組から、未来を担う子どもたちにとって必要な人格形成を進めることができるのではないかと考える。 本市の<u>地域と学校が連携する農業体験の取組の現状と今後の展望</u>について、伺う。	（教育長答弁） 1 項目め「農業を活用した取組について」の2つめ、「<u>地域と学校が連携する農業体験の取組について</u>」のご質問にお答えします。 各学校におきましては、地域の特色を生かし、地域と学校が連携して子どもたちの学びを支え、児童生徒の学びの充実や心身の健やかな成長を目指した教育活動を行っております。 農業体験をはじめとする体験活動にいたしましても、地域の方や専門家の方に参画していただくことで、子どもたちにとってより深い学びにつながるものと考えております。 本市の<u>地域と学校が連携する農業体験活動の取組をいくつかご紹介</u>します。 小学校5年生社会科では、我が国の食料生産に関する学習があり、その中に農業も位置づけられております。この学習と関連させ、地域の田んぼで、農家の方々にご協力いただきながら、実際に田植えや稲刈り・脱穀といったコメ作り体験を行っている学校もございます。 また、地域の特色に応じて、総合的な学習の時間などで、茶摘み体験、ミカンやサツマイモの栽培などの農業体験活動を充実させている学校もございます。 近くに田畑のない市街地の学校におきましては、敷地内の学校園やプランター等を使って野菜などを育てたり、JAグループや地域の農家の方に種もみや苗を提供いただいてバケツで稲を育てたりするなど、地域と連携して活動している学校もございます。 これらの農業体験活動につきましては、農家の皆様のご協力や、農業団体等による支援、コミュニティ・スクールの機能を活かした地域人材の活用などにより、充実した活動につなげております。 このような<u>学校と地域が連携した農業体験を行うことは、次のような教育的意義がある</u>と考えております。 まず、1点目は、<u>豊かな人間性の形成</u>でございます。児童生徒を取り巻く環境や社会環境の変化によって、自然や生命との触れ合い、人とのかかわりが希薄になりつつある現代社会において、農業体験活動は、生命の尊さや自然との共生、自分を支える人の存在を実感できる価値ある活動でございます。 2点目は、<u>食育の推進</u>でございます。学習指導要領に示されている現代的な諸課題に対応する資質・能力のひとつに「食に関する力」が挙げられております。農業体験活動を通して、食べ物が食卓に並ぶまでの一連の流れを実感したり、育てた野菜を調理したりする活動を通して、食に関する意識や感謝の心を育むことが期待されます。

	3点目は、<u>キャリア教育・ふるさと教育の推進</u>でございます。体験を通して、子どもたちは職業観や勤労観を身につけると同時に、住んでいる地域の良さに気づき、ふるさとへの愛情や誇りが高められるものと考えております。 このように、学校と地域が連携した農業体験活動は、子どもたちの学びの充実に資するところが非常に大きいものであると認識しております。 <u>今後の展望</u>といたしましては、<u>各学校におきまして地域の特色を生かした農業体験活動がさらに充実するよう、継続して支援し、子どもたちの農業への興味関心を高め、意欲的に関わろうとする態度を育成</u>してまいります。 取組の一例としましては、児童生徒の1人1台端末を利用して、農林水産省が農業や農村の大切な役割や魅力を広く伝えるために制作している『「農業学習」コンテンツ』などを学習用サイトに掲載し、子どもたちの農業体験を支える環境を整えてまいりたいと考えております。 また、今年度から、ふるさと教育をさらに充実すべく、佐世保市ふるさと教育協賛制度を実施いたしております。これは、佐世保市少年科学館が取り組む、ふるさと教育の趣旨に、賛同する企業および団体が協賛され、地元学習等に寄与していただくものであります。子どもたちがふるさとへの愛情や誇りをもてるような取組を計画しており、その一つとして農業体験の実施も検討しているところでございます。 教育委員会といたしましては、<u>学校での教育活動においてはもちろんのこと、地域・家庭と連携して、子どもたちに豊かな心や人間性、社会性を育む教育を継続して推進</u>してまいります。
--	---

質 問	答 弁
1 本市における社会教育の現状と課題について ○ 社会教育委員や徳育推進会議の現状と位置づけ （質問の要旨） 本市の社会教育において、「社会教育委員」、「徳育推進会議」が果たす役割と位置付けを伺う。 ○ 不登校児童生徒の問題に社会教育が果たす役割 （質問の要旨） ・不登校児童生徒をどのような支援機関に繋がられているのかについて伺う。	（教育長答弁） 一項目め、本市における社会教育の現状と課題について、お答えいたします。 まず、<u>「社会教育委員」と「徳育推進会議」の現状と位置づけ</u>についてでございます。 本市の<u>社会教育委員</u>は、<u>社会教育法</u>第15条に基づいて設置し、同法第17条に基づき、社会教育関連施策の形成、推進のあり方について、<u>様々な見地からご助言をいただいております</u>。 年6回の定例会議において、学校やPTA、自治協、教育会など、学校教育や家庭教育を含む広い分野から、9名の委員の方々に、幅広くご助言をいただいているところでございます。 また、10年程前からこの社会教育委員の皆さんを中心に、委員を退任された方等を含む、約20名の有志の方々とともに<u>「自主研究会」を立ち上げられ、地域や人づくりのための方策等について、月1回議論されているほか、社会教育フォーラム開催などに取り組んでおられます</u>。 こうした自主研究会の活動は本市独自のもので、県下の社会教育委員の活動においても極めて貴重な取組であり、教育委員会といたしましてもその活動をサポートし、共に議論しながら、施策の推進を図っているところでございます。 次に、<u>「徳育推進会議」は、平成24年に行った「徳育推進のまちづくり宣言」の具現化に向け、民間の事業推進母体として設立され、官民協働のパートナーとして活動</u>いただいております。 その具体的な取組として、徳育フォーラムの開催や、徳育カレンダーの全戸配布といった事業を展開されており、学校教育や、社会教育関係団体、企業などからなる構成メンバーの方々により、<u>地道な普及・啓発活動</u>を続けてきておられます。 本市の徳育推進事業は、徳育は人の内面から自然と発現していくものであることを考慮し、市民皆さまの自発的な取組を支援、啓発することを第一義的に考え、官民協働で実践しております。 より多くの市民の皆さんに広がっていくよう、あらためて従来の取組の見直しを図ってまいりたいと考えております。 続いて、<u>不登校児童生徒の問題に社会教育が果たす役割として、不登校児童生徒がどのような支援機関に繋がられているか、また社会教育と学校教育の連携の実態</u>についてお尋ねがございました。 各学校における「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」、また本年度から市立中学校10校に開設した「校内教育支援センター」のほか、学校外では「青少年教育センタ

○ 社会教育主事など有識者の適正配置 (質問の要旨) ・社会教育主事、社会教育士有資格者の配属状況【正規、会職(コミセン)】を伺う。 ○ 第7次佐世保市総合計画における社会教育の位置づけ (質問の要旨) ・後期基本計画における社会教育の位置付けと、社会教育の重要性の認識について伺う。	一」や「すこやか子どもセンター」、「子ども発達センター」などの機関が相互に連携し、不登校児童生徒やその保護者等の内情に丁寧に取り組みながら、多様な学びの機会を提供するとともに、相談などの支援を行っております。 また夜間中学の早期開設を目指すとともに、議員ご案内のとおり、不登校児童生徒の増加やニーズの高まりもあり、「学びの多様化学校」いわゆる不登校特例校についても研究を進めているところでございます。 不登校に関してはそれぞれ背景、理由が異なるため、一人ひとり丁寧に取り組んでいくためにも、教員の公務の精選が求められるものと考えております。 こうした意味においても、<u>授業の補助や登下校の見守りなど、地域が学校を支え、公務を分担する「地域学校協働活動」のような取り組みが重要であると考えております。</u> 次に、<u>社会教育主事など有資格者の適正配置</u>についてお尋ねがございました。 社会教育主事は、教育委員会事務局に置くこととされる専門的職員で、社会教育関係者に対する専門的な助言、指導を担うほか、地域人材等の連携のための調整や、関係者の具体的な活動を触発していくコーディネーターとして、積極的な役割を果たすことが期待されています。 現在、本市の正規職員における社会教育主事有資格者、また社会教育士については、<u>教育委員会事務局に4名を配置</u>しております。 また、<u>コミュニティセンター職員</u>におきましては、会計年度任用職員として、現在<u>全28館のうち18館に、21名の有資格者を配置</u>しているところでございます。 最後に、<u>第7次佐世保市総合計画における、社会教育の位置付け</u>についてお答えいたします。 第7次総合計画後期基本計画においては、子育て支援と教育の充実が未来への最も重要な投資であり、まちの魅力を作り出すものと考え、<u>子ども政策と教育政策で構成される「ひと分野」を、計画の最上位に位置付け</u>ております。 このうち「教育政策」では、「学校教育の充実」のほか、<u>社会教育に係る施策である「豊かな心を育むまちづくり」、「生涯学習の充実」を掲げ</u>、それらの施策の方向性として、学校・地域・家庭・行政の連携促進としての地域学校協働活動の充実、青少年の健全育成、生涯学習の環境整備、生涯学習の充実、などを盛り込んでおります。
--	--

【再質問】 ○社会教育の活性化のために、取組をもっとわかりやすく情報発信すべきと思うがいかがか。 ○小中学校ポータルサイト中「不登校の予防と対応」の配信予定時期はいつか。 ○コミュニティ・スクールをどこまで進めるのかについて伺う。 ○コミセン配置の社会教育主事のスキルアップが図れているのかを伺う。	【再質問】 (教育長答弁) 再質問にお答えいたします。 まず、社会教育の活性化に向け、地域学校協働活動のような<u>社会教育の取組について、もっとわかりやすい情報発信の工夫をすべきだ、とのご指摘</u>をいただきました。 現在、コミュニティ・スクールだよりや、地域と学校行事を集約したカレンダーの作成・配布、各コミュニティセンターによる毎月のコミセンだよりなど、<u>工夫を凝らした内容で地域への情報発信が図られています。</u> このような地域の情報を、より効果的に発信するためのポータルサイト立上げに向けた準備を進めているところであり、今後においても、<u>市のホームページやSNS、広報させぼ等を活用して、効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。</u> 次に、<u>小中学校ポータルサイトにおける、「不登校の予防と対応」についての情報配信</u>について、でございます。 これまで教職員向けのリーフレットを配布しておりましたが、保護者向けのリーフレットがありませんでしたので、<u>今年度はじめて作成のうえ公開する予定であり、準備を進めているところ</u>でございます。 次に、コミュニティ・スクールについては、学校や地域の課題の解決に向けて、学校、家庭、地域が共同体として進めようとするものであり、本市においても地域学校協働活動と一体的な推進を図っております。現在19の学校においてコミュニティ・スクールと、その実行体制として地域学校協働本部を設立し、学校と地域の相互支援に取り組まれているところであり、<u>将来的には市内市立全校への設置を拡大してまいりたいと考えております。</u> 次に、<u>コミュニティセンター配置の社会教育主事におけるスキルアップについての、対応状況</u>についてお答えいたします。 コミュニティセンター配置の社会教育主事においては、<u>県や市が主催する研修会などを受講させることで、さらなるスキルアップに努めているところ</u>です。 あわせて、<u>コミュニティセンター職員の社会教育主事講習受講にかかる費用を毎年予算化しており、今後においても有資格者の配置を促進していくことといたしております。</u> いずれの地区のコミュニティセンター職員においても、地域の生涯学習、ひいてはまちづくりの拠点であるコミュニティセンターにおいて、学びの視点で、地域の人をつなぎ、コーディネートするという役割を担っているところでございます。
--	--

○「社会教育推進計画」の策定提案に対する見解について伺う。 【再々質問】 ○まちづくりを行ううえで、社会教育にどんな考えをお持ちなのか市長の見解を伺う	議員から、「<u>社会教育推進計画</u>」を個別に策定している自治体があるとのこと指摘がございましたが、<u>本市の教育振興基本計画は、社会教育推進計画の機能を合わせ持った実行計画として昨年度策定したものであることから、これをもとに取組を進めてまいりたい</u>と考えております。 【再々質問】 (市長答弁) <u>社会教育の活性化を図ることについて、私の考え</u>を述べさせていただきます。 <u>本市の教育大綱の基本理念</u>として掲げておりますのは、新しい時代を生き抜くためのたくましさ、豊かな心を育むとともに、郷土佐世保を愛し、社会に貢献する市民を育成する、ということでございます。 また、これに基づき、家庭や地域社会が目指す姿として、保護者と地域住民が連携し、ともに人と人とのつながりを作り、学び支えあう社会を実現すること、といたしております。 このような、人のつながりを大切にする価値観は、子どもたちであればクラスや学年、学校、大人においても会社組織や団体など、それぞれが所属するグループや立場を越えたコミュニケーションの機会を、数多く経験することで育てていくものと考えます。 多彩な地域文化や価値観に触れながら、人づくりの機会を作り出していくのが、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動なのだと思います。 昨年10月に本市の<u>教育大綱を見直すとともに、第7次総合計画後期基本計画とあわせて、教育委員会において教育振興基本計画を改定されたところであり、令和6年度は本市教育政策の一つの節目</u>でもございます。 今後も、全ての子どもたちが幸せと生きがいを感じながら、未来を切り開くために必要な力を身につけることができるよう、学校や地域の皆様のお力もお借りしながら、<u>教育委員会と連携し、取組を図ってまいりたい</u>と考えております。
--	--

質 問	答 弁
1 ICT教育とその課題について ○ GIGAスクール構想の評価と検証並びに1人1台端末の目的外使用の現状と対策について （質問の要旨） 令和元年に文部科学省が「多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する」ことを目指し GIGA スクール構想を打ち出したことを受け、佐世保市においても、令和2年度に「スマート・スクール・SASEBO 構想」を策定し、児童生徒1人1台端末やクラウドの整備及び整備した ICT 環境を活用した教育の情報化の取組を行っている。 GIGA スクール構想を受けた佐世保市の「<u>スマート・スクール・SASEBO 構想</u>」における<u>評価と検証</u>について伺う。	（教育長答弁） 1 項目め、「ICT教育とその課題について」の中で、1つめの「<u>GIGAスクール構想の評価と検証</u>」についてお答えします。 令和元年に文部科学省から「GIGAスクール構想」が打ち出され、以来、全国的に子供たちの学びの姿は大きな変化を遂げてまいりました。 GIGAスクール構想とは「児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想」でありますが、これを受け、本市におきましても、第3次情報教育推進計画となる「スマート・スクール・SASEBO 構想」を掲げ、児童生徒の資質・能力の向上に取り組んでまいりました。 本計画は、児童生徒に、新しい時代を生き抜く創造性や社会性を身につけさせることを主たる目標として、「いつでも」「どこでも」様々な学習に活用できる文具として、端末を配備しております。 目的の一つに、「<u>時間や距離の制約から解放された学び</u>」を掲げておりますが、先般、本市の小佐々中学校におきまして、「日本本土最端中学校交流会」が開催されました。 これは、日本本土内で最も遠い4校である、北海道にある日本最東端と最北端の中学校と、鹿児島県の最南端の中学校、そして、最西端の小佐々中学校がオンラインでつながり、合同学習を行ったものでございます。 4校には直線距離で4, 270 kmの隔たりがありますが、互いに心を通わせながら、それぞれの母校や故郷を紹介し合い、学び合う、感動的な学びの機会であったと聞き及んでおります。 また、「<u>個々の学習状況に応じた学習の実現</u>」も目的の一つでございます。現在、理解度に応じて出題されるAIドリルを活用することで、個別最適に学びを進めるなど、児童生徒がそれぞれの目的に向かって、自らの学びを追求することができるようになってまいりました。 これまでのGIGAスクール構想における取組により、<u>一定の成果を実感する一方で、今後、本構想は「NEXT GIGA」という第2段階を迎え、深い学びにつながるICT機器の、より有効な活用が求められることとなります。</u> これからも、日常的な端末の活用を推進しながら、これまで以上に学習効果の高い学びの実現に向け、取り組んでまいります。

また、<u>一人一台端末の目的外使用とその対策</u>についてお聞きしたい。 ○ 教職員のICTスキル向上の取組について (質問の要旨) 授業における端末の活用状況に関して、<u>教職員のICTスキル向上のための取組</u>について伺う。	次に、「<u>一人一台端末の目的外使用とその対策</u>」についてですが、議員ご案内のとおり、学習に関係のないことに端末を使う子供たちがいるということも聞き及んでおります。 技術的な対策としまして、児童生徒に配付した端末には、<u>フィルタリングソフトを導入し、学習に必要がないサイトについて閲覧制限</u>を行っております。 また、デジタル技術を使って、社会に積極的に参画する能力である「デジタルシティズンシップ」の、有識者による教職員向けの研修を実施し、児童生徒の望ましい情報活用能力の向上を図っているところでございます。 教育委員会といたしましても、<u>技術的な対策の精度を上げていくとともに、子供たちの有り余る探究心を学習に向かわせる授業作りについて、今後も模索</u>していきたいと考えております。 次に、議員ご質問の「<u>教職員のICTスキル向上のための取組</u>について」でございます。 その取組として、本市が参画しておりますGoogle for Educationパートナー自治体の強みを活かし、令和2年度より同社のバックアップを受け、<u>全教職員を対象としたICT利活用研修</u>を実施しております。 また、<u>ICT支援員を18名配置</u>し、教員のICT活用の補助や機器の管理について支援体制を構築してきました。 併せて、「<u>スマート・スクール・SASEBO羅針盤</u>」を開設し、全ての教職員が授業アイデアを投稿したり、閲覧したりできるようにすることで、ICT活用推進を支援してまいりました。 これらの取組の結果、毎年文部科学省が実施しております「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」におきまして、「授業にICTを活用する能力」等、教員のICT活用指導力は、すべて全国でも上位の結果となっており、本市小中学校のICT活用を推進する原動力となっております。 また、本市で行っている調査「授業で毎日ICTを活用している教員の割合」では、令和2年度「51.5%」だったものが令和5年度「94.4%」と大きく上昇しており、教員の意識も高まっているところです。 最後になりますが、これまで申しましたとおり、GIGAスクール構想における効果は様々ございます。 しかし、先ほどお伝えした教員のICT活用指導力にかかる調査結果において、他の数値と比べて、協働的な学習の場面でICTを活用する項目の数値がやや低い実情から、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が喫緊の課題であると認識しております。 このような課題を解決するため、教員の能力向上を目的とした、より具体的で個別の課題に即した研修を実施してまいります。
---	--

	また、<u>最先端の取組やデジタルコンテンツ等の情報収集を図る</u> <u>など、より効果的な学びの在り方を、引き続き研究</u>してまいり 存でございます。
--	---

質 問	答 弁
2 子ども・教育政策に関する子どもの意見反映について ○ 子ども・教育政策全般に関して (質問の要旨) 今回の<u>夜間中学に関する調査の方法及び対象者</u>について問う。 また、<u>ニーズ等に関する追加の調査が必要だと思いが、考えについて問う。</u> 【再質問】 <u>外国籍や高齢者</u>の中にも潜在的なニーズがあることが予想されるが、今後<u>いかにして情報を届けようと考えているのか</u>問	(教育長答弁) 「2項目め「子ども・教育政策に関する子どもの意見反映について」の2つめ、「<u>夜間中学開設準備</u>に関して」のご質問についてお答えいたします。 まず、<u>令和5年12月に実施した「ニーズ調査の方法及び対象者」について</u>ご説明いたします。 本市に夜間学級、いわゆる夜間中学を開級する上での基礎調査として、どの程度の入学希望者がいらっしゃるのかを事前に把握するために、年齢や入学の意思等を入力していただく簡易的なアンケートを、どなたでも回答できるように、WEB上で実施いたしました。 このアンケートは本市ホームページに掲載して実施しており、市運用のSNSとリンクさせることで広く周知することができました。 SNSで発信した直後に30件近くの回答をお寄せいただき、市民の皆様の夜間学級への関心の高さが伺えました。この調査から一定のニーズを把握することができたところでございます。 次に、<u>追加の調査が必要ではないか</u>とのご質問についてお答えいたします。 このニーズ調査では最終的に50件の回答をいただき、そのうち32件の「入学の意向」を確認することができました。 また、電話番号やメールアドレスをご入力いただいていた28件につきましては、<u>直接連絡をとって、1件1件丁寧に聞き取り調査を行い、一定のご意見をいただいた</u>ところでございます。 入学希望者の現状や入学の意向の確認だけでなく、仕事との両立のこと等、入学に対する不安や悩み、それぞれの切実な思いをお聞きすることができております。 お話を伺う中で「入学を迷っていたが、いまの電話で背中を押してもらえた」「不安が大きかったが、まずは入学説明会に参加してみることにした」等のお声をいただき、お一人お一人の思いに寄り添った聞き取り調査の必要性を、あらためて実感いたしました。 いずれにいたしましても、夜間学級を待ち望んでいる方々の思いを形にできるよう、引き続き開級に向けた準備に力を注いで参ります。 【再質問】 再質問の1点目、外国籍や高齢者の方々の潜在的ニーズの調査についてお答えいたします。

う。

ニーズ調査について**結果が公表されていないのは**どういった考えからか。

また今後の調査については、HPでの公表や個別にメール等で知らせるなど、**フィードバックについて考えているか**問う。

本市では、誰一人取り残さない多様な学びの機会の保障を目指しており、そのためには、一人でも多くの方に夜間学級の存在を知っていただくことが必要であると考えております。

議員ご指摘のとおり、外国籍や高齢者の方々にも夜間学級の情報を十分にお届けすることが、開級までに解決すべき課題の1つであると捉えております。

この解決策の1つといたしまして、**佐世保市在住の外国籍の方々にお知らせできる、「させばEチャンネル」の活用**を予定しております。

「させばEチャンネル」とは、佐世保市の様々なローカルニュースを英語でお届けする、佐世保市発のバイリンガル情報サイトであり、市内在住の外国籍の方々が多く閲覧されているWEBサイトになります。

インスタグラムやフェイスブック等、SNSともリンクしており、2,500人を超える方々がフォローされているため、市内在住の外国籍の方々へ周知する方法の1つとして期待しております。

また、**高齢者の方々へのアプローチの方法**といたしましては、**「させば市政だより」でのテレビ放映や、チラシの班回覧に加えて、佐世保市 民生委員児童委員協議会 会長会 等に、事務局職員が訪問し、周知についてのお願い**をさせていただく予定でございます。

テレビ放映やチラシの班回覧によって全世帯に周知し、さらに各地域にお住まいの高齢者のご事情に精通されている民生委員児童委員の皆様方のお力をお借りして、開級についての情報を広げていくことで、インターネット利用ができない方などにも情報をお届けできるようになるのではないかと期待しております。

次に2点目、**ニーズ調査の結果の公表及びフィードバック**についてお答えいたします。

夜間学級を開級するにあたっては、入学者の思いや事情等を取り入れることが非常に重要であると捉えております。

今後、夜間学級の特設ホームページを開設し、ニーズ調査の結果も含めた、夜間学級の情報について、随時発信していく予定でございます。

今後開催予定の入学説明会につきましても、ホームページに掲載し、広く周知していく予定でございます。

入学説明会では、入学希望者やそのご家族、お一人お一人の思いを直接聞き取ります。さらに、入学を希望される方々とは、後日、個別の面談を実施する予定でございます。

まずは、個別の面談で得られた情報をもとに、基本方針や制度を策定し、あわせて、市民の皆様へも夜間学級の開級にむけての進捗状況等をホームページでお示しするよう努めて参ります。

なお、こども家庭庁が策定しております「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」には、こどもや若者自身の意

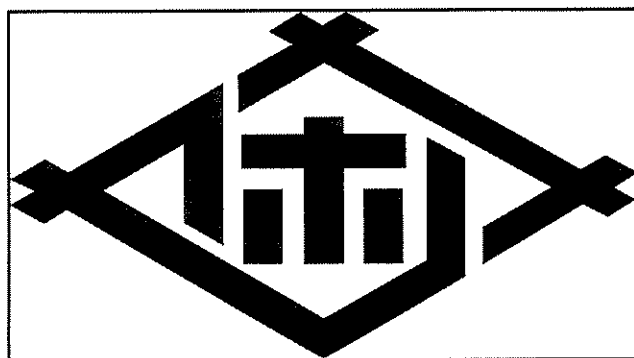
	見が聴かれ、反映されることは、こどもや若者、社会にとって大きく2つの意義があると示されています。 1つ目は、「ニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる」ということ。 2つ目は、「自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながり、民主主義の担い手の育成に資する」ことができるということです。 こどもや若者にとって、自らの意見によって社会に何らかの影響を与え、変化をもたらす経験は、いままさに求められている資質・能力の育成に、必要不可欠なものであると認識しております。 入学希望者の声を夜間学級の在り方として反映することによって、生徒の自己肯定感や自己有用感を育みたいと考えております。 また、その<u>入学希望者の声を反映した学級の在り方について、ホームページ等で市民の皆様に広く発信し、フィードバックしてまいります。</u> いずれにいたしましても、まずは入学説明会に、より多くの参加者にご出席いただけるよう、積極的に周知を図ってまいります。 さらに、入学を希望されている方からご意向を伺うことはもちろんでございますが、入学を悩まれている方や迷われている方にも直接お会いし、思いや悩みに丁寧に取り組みながら、固定概念にとらわれない、新しい学級づくりを目指してまいります。 市民の皆様から応援していただき、誇りに思っただけのような、夜間学級の開級に向けて、今後も、研究・協議を重ねていく所存でございます。
--	--

佐世保市教育委員会と大新技研株式会社との連携に関する 協定の締結について

7月定例教育委員会 報告資料

報告 2

-33-



佐世保市教育委員会



大新技研株式会社

連 携 協 定 に つ い て

○連携協定

子どもたちの体験学習推進に関する連携協定

○目的

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれの資源を有効に活用し、相互に密接に連携することにより、児童及び生徒の科学に対する関心を深め、豊かな創造力と研究心を養い、未来の科学技術の発展を担う青少年の育成とふるさと教育の学びを広げ、地元への愛情や誇りを醸成し、地域の未来を担う人材育成を推進することを目的とする。

○連携事業等

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、甲乙の連携事業として、児童生徒の探究心並びに課題解決力を向上させる体験学習の実施等について、連携・協力のうえ推進するものとする。

2 甲及び乙は、連携事業を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事業の具体的な内容については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 連携事業を推進するに当たっては、甲及び乙は、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に依頼する。

5 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携事業を自らの責任において誠実に遂行するものとする。

連携協定までの経緯について

少年科学館主催の「サイエンス広場で遊ぼう！」

- ・プログラミング教室を開催

(のべ40人以上の子どもたちを指導)。

佐世保市ふるさと教育協賛制度

- ・協賛企業(星きらりサポーター)として、

ふるさと教育を推進支援。



令和6年5月15日 教育長、代表取締役社長面談

- ・官民協働の新しい取組みを検討し、その実現に向けて相互協力を確認

連携協定企業について

【大新技研株式会社の概要】

本 社 長崎県佐世保市広田4-5-5

設 立 1974年7月26日

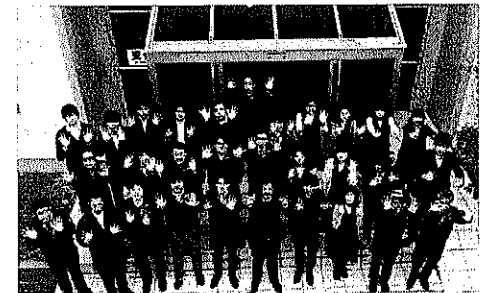
代表取締役社長 大神 吉史

資本金 5,000万円

従業員数 110名

従業員平均年齢

男性:42歳 女性:41歳



エンジニアリング事業、ファクトリーオートメーション(FA)システム事業、
医療ソリューション事業を主軸に、全国の幅広い分野に高付加価値システムを提供。

特にFAシステム事業のオートネスティング部門では業界トップクラスの70%以上のシェアを誇る。

連携事業について

ワーキンググループで検討を進め、それぞれが有する強みを有効に活用しながら事業を企画し、協働して事業を進めます。

連携事業の提案



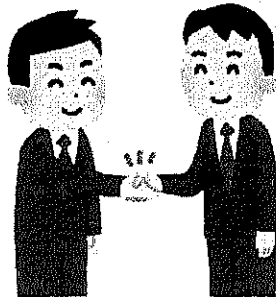
ワーキンググループ

子どもたちに育んでもらいたい力

探究心

課題解決能力

体験学習の
企画と事業化



教育委員会
少年科学館
の強み

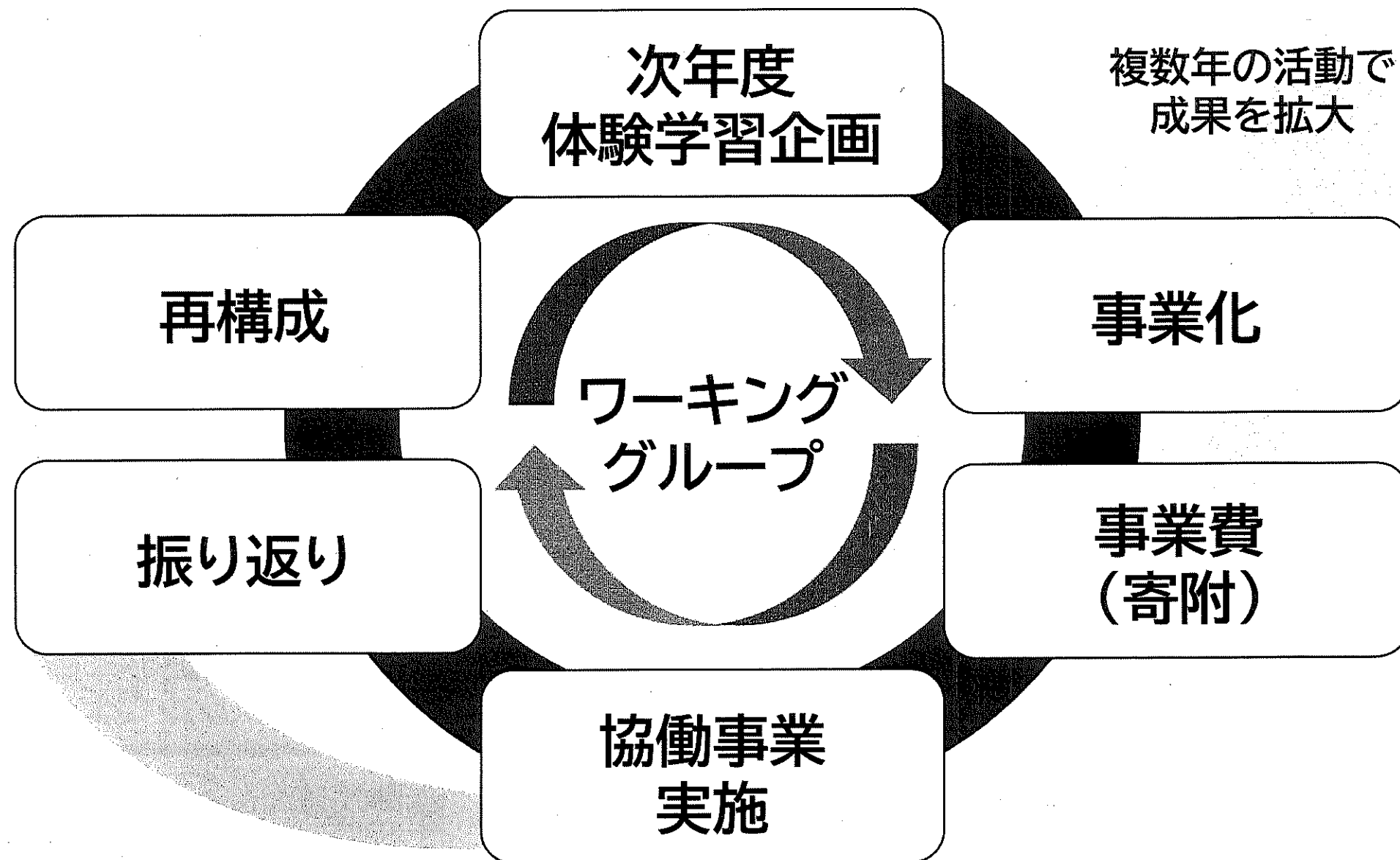
- ・施設
- ・広報
- ・学校連携
- ・教室開催

大新技研
株式会
社の強み

- ・企業資産
- ・人的支援
- ・協力会社

事業費支援
寄附

連携事業について



連携事業について

複数年の取組み

検 討 案

仮)アイデアソン開催

- ・広域圏の児童・生徒
- ・夏休み期間中(7回程度)
- ・科学館施設を活用

【課 題】

- ・地元を考えるきっかけづくり

【体 験】

- ・地元企業の工場等見学など
- ・研究機関との連携
- ・多様な人材との交流

【発表会】

応援隊:経験者・OB

子どもたちの学びのストーリーを
体験を組合せて検討

段階・年度毎に展開

AI・情報機器

体験・経験

プログラミング的思考力

地元を考える

探 究 心

課 題 解 決 能 力

年度毎に
ブラッシュアップ

当日配付①

7 月定例教育委員会 (協議事項)

①佐世保市学校教育審議会答申について(学校教育課)

・・・ P 1～P 12

答申

令和6年6月25日

佐世保市学校教育審議会

目 次

はじめに	3
1 審議の経緯、概要	3
2 社会の現状	4
3 校則とは	4
4 校則の必要性	5
5 校則をめぐる諸課題	6
6 提言	
(1) 提言1	7
(2) 提言2	7
【資料】	
資料1 佐世保市学校教育審議会条例	9
資料2 委員名簿	11

はじめに

校則の問題は、1970年代以降、教育現場で発生する諸問題と関連して議論されてきた。2010年代以降は、児童生徒の人権侵害に当たるような校則や合理性のない校則が報道等で取り上げられ、新たな課題として注目されてきた。2019年には校則の見直しを求める6万人を超える署名が文部科学省に提出され、国会でも、不適切な校則を放置する教育環境では文部科学省が示す“これからの時代に求められる資質・能力”を育むことが難しいのではないかとの声もあがった。

一方で校則は、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるもので、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられてきたものである。生徒指導提要においては、学校教育で社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するとされている。

子どもたちに必要な資質・能力を育成していくため、これからの学校教育にはどのようなことが求められるのか。それを考えるためには、社会的変化を視野に入れつつ、教育の姿を総体的に描きながら、「学校」の意義についても不断にとらえ直していく必要がある。

本審議会は、このような状況を踏まえ、今回は特に「校則等」を入口として、新しい時代に求められる学校教育の在り方について審議を行った。

1 審議の経緯、概要

回	開催日	内 容
第1回	令和6年3月21日(木)	(1) 委嘱状・人事発令通知交付 (2) 会長及び副会長選出 (3) 諮問 「校則等」から考える新しい時代に求められる 学校教育の在り方 (4) 審議 校則及び校則にかかる諸問題について
第2回	令和6年3月28日(木)	(1) 委嘱状交付 (2) 審議 校則の必要性について これからの学校教育の在り方について
第3回	令和6年4月18日(木)	(1) 審議 新しい時代に求められる学校教育の在り方について
第4回	令和6年5月14日(火)	(1) 答申内容の検討 (2) 答申鑑文書の検討

2 社会の現状

社会のグローバル化や多様性が進展する中で、日本では超高齢社会と人口減少などの社会構造の変化が進んでいる。また、地球温暖化による気候変動や異常気象、台風や地震といった災害、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック（世界的流行）など予測困難な事象が起こっており、AIなどの新しい技術の急速な発達による生活の変化も著しい。

これまでに経験したことがない想定外の変化が起こる VUCA（Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性））の時代に、子どもたちにとってどのような教育が必要なのかが問われている。

このような中、「OECD Education2030 プロジェクト」で示された「ラーニング・コンパス（学びの羅針盤）」は、「VUCA な時代」に対応すべき学びの指針を提示している。OECD 教育・スキル局局長のアンドレアス・シュライヒャーは、「教育は、子どもたちに『何かを教える』ということにとどまるのではなく、一人一人の子どもが、信頼できる『コンパス』を持ち、VUCA となる世界においても、自信をもって、自らを導いていくことができるよう手助けするものになってきている。」と述べている。

これからの時代において、教師から指示されたことをこなすだけでは、実現したい未来を実現することは難しい。誰かの行動の結果を受け止めることよりも自分で行動すること、形作られるのを待つよりも自分で形作ること、誰かが決めたことを受け入れることよりも自分で決めることが大切となってくる。

「変化を起こすために、自分で目標を設定し、振り返り、責任を持って行動する能力」を子どもたちに育成することこそが、これからの学校教育に求められる役割である。

3 校則とは

（1）校則の意義・位置付け

①校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。

②校則について定める法令の規定は特にないが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされている。

③また、判例によると、校長は社会通念上合理的と認められる範囲で、校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能を持つと解されており、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされている。

（2）校則の主な内容

①校則には、学業時刻や児童会・生徒会活動などに関する規則だけでなく、教育上の目標のようなものや、服装、頭髪、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれている。これらのうち、特に問題となるのは、児童生徒の権利に何らかの制約を加えるような性格のものである。校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、児童生徒や地域の実態に応じて適切に定められることとなるので、学校種や児童生徒の実情、保護者や地域住民の考え、地域の状況、校風などを考慮しつつ、学校がその特色を生かし、創意工夫ある

定め方ができる。

- ②ただし、しつけや道徳、健康などに関する事項で細かいところまで規制するような内容のものは、本来は校則とするのではなく、ゆるやかな目標として位置づけたり、児童生徒や各家庭の主体的な取組に任せたりすることが適切と考えられる。

(3) 校則の運用

- ①校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒の状況などに応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則のねらいや意味を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導していくことが教育本来の在り方である。規則の文言だけにとらわれて規則を守らせるための指導に陥っていないか、注意を払う必要がある。
- ②校則に違反した児童生徒に懲戒等の措置をとる場合もあるが、問題の背景など児童生徒の個々の事情にも十分に留意し、その後の指導の在り方も含めて、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、あくまでも教育的な観点から行うべきである。
- ③校則に関する指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間で共有されることが望ましい。そのため、校則は、常に児童生徒・保護者に周知しておくべきであるし、制定後も不断に検証・見直しを行うべきものであるとの意識を共有することが重要である。

(4) 校則の見直し

- ①学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は時々刻々と変化する。したがって、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、妥当なものであるかどうかを絶えず見直さねばならない。
- ②その際、教育的な観点からは、見直しに児童生徒が広く主体的に参画することが望ましい。また、例えば保護者を対象にアンケート調査を行うといったことも、保護者の理解と協力を得る上で有効である。

4 校則の必要性

(1) 安全・安心に学ぶ環境を守るため

校則自体の必要性についても様々な意見があり得るが、学校という集団生活の場において他者の安全・安心に学ぶことのできる環境を守るために一定のルールを設けることが必要または適切な場合もあるという認識は、概ね共有されていると考えられる。

(2) ルールを守ることを学ぶため

校則を守ることを通して、子どもたちが集団生活の中でルールを守り、行動を自制する力や習慣を身につけることができるとの考え方もある。校則を守ることは、社会に出てから様々な集団の中でルールを守れるようになるための準備として意義があるとの見方である。

(3) 社会性を育むため

子どもたちが校則について考えることを通して、社会のルールの意味や必要性、また他者を尊重する姿勢や態度などを育むという教育的な側面も重要である。

5 校則をめぐる諸課題

(1) 合理性の観点から

現状では、校則には一定の合理性が認められるとの認識が一般的と考えられる。その一方で、内容については、今日の社会通念や今日の人権に関する考え方に照らして合理性に欠けると思われる校則の存在も指摘されている。

＜社会通念上、合理性に欠けるのではないかとと思われる校則の例＞

- ・ ツーブロック、ポニーテールの禁止、整髪料の使用禁止、地毛が茶色でも黒髪に染めなければならないなどの頭髪に関する規定
- ・ 靴下は白地にワンポイントまで、下着の色は白色・淡色・無地に限るなどの服装に関する規定
- ・ シャープペンシルの使用禁止などの持ち物に関する規定

(2) 法的視点から

一般に、人の権利に制約を加えることができるのは、合理的な理由により、法令等の根拠に基づく必要がある。校則によって制限できるのは、あくまでも学校という場における安全・安心な学びの環境を確保するために必要最小限の範囲であるべきである。

(3) 学校教育において育成を目指す資質・能力との関係から

合理性に欠ける校則を適用し続けることは、「自分の意見では学校は変わらない」「自分が意見し、行動したところで社会は変わらない」といった無力感につながり、これからの時代を主体的に生きようとする力の育成に逆行するとの意見もある。

(4) 学校段階による特性の観点から

志願する学校を選ぶことのできる高等学校と違い、公立の小中学校では居住地によって通う学校が指定されるのが一般的である。この点で、選択の余地のない小中学校では、校則について謙抑的な対応が求められる。

6 提言

(1) 提言1 「校則の見直しについて」

①今ある校則の再点検

現在の児童生徒の状況、社会の変化や今日の社会常識に照らして校則の見直しをすることが求められている。したがって、すべての学校において、以下の点に留意のうえ、あらためて内容の再点検をお願いしたい。

○目的を明確にしたうえで、その目的を達成するために適切な校則であるかを、今日的な視点から吟味すること。

○教職員の考えだけでなく、児童生徒や保護者、地域など外部の意見を聞くことを通して、今の時代に即したものとなっているかを精査すること。

○現在ある懲戒についても、児童生徒の状況や社会常識に照らし合わせて精査すること。

(参考) その他、委員から出された主な意見

- ・児童生徒個々人の人権や多様性への配慮が必要。
- ・小学生らしさ中学生らしさといった「らしさ」の押し付けになってはならない。
- ・校則が子どもたちを従わせるためのツールとなってはならない。

②校則の不断の見直し

再点検の結果、改善が必要な場合は、以下の点に留意のうえ、校則の具体的な見直しをお願いしたい。また、そうした取組を一過性にせず、不断に見直しを行っていただきたい。

○時代の流れや学校、児童生徒、地域の状況等を十分に考慮すること。

○校則の必要性や目的、内容について、児童生徒が主体的に参画し考える機会を可能な限り取り入れ、校則の見直し自体を教育に活かすこと。

(参考) その他、委員から出された主な意見

- ・校内に校則検討委員会を設け、職員同士の話し合いの場をもつことが必要。
- ・児童生徒の校則に対する意見を大人に伝えることができる機会を作る。

(2) 提言2 「これからの学校教育について」

～エージェンシーと自己肯定感の育成の観点から～

VUCAの時代において、「変化を起こすために、自分で目標を設定し、振り返り、責任をもって行動する能力」が求められることは、「2 社会の現状」で述べたとおりである。

こうした自分自身や社会を変革する力「エージェンシー」は、学校生活の各場面を通じて育むことが期待される。今回の審議を通して特に重要であるとの指摘が多かった多様性や人

権の尊重といった視点を踏まえ、校則の見直しに児童生徒が主体的に参画することの意義を切り口として、これからの佐世保市の学校教育に期待することを以下に示させていただきます。

○未来社会を生き、よりよい未来を創り上げていくためには、その時々状況に応じて、多くの人々や社会全体のウェルビーイングを考え、最もよいと考えられる最適解を見出していくことが重要である。そのためには、多様性を認め合い、人権を尊重し合う学校の意識、環境を醸成することが不可欠である。

○校則の改善の問題に児童生徒が主体的にかかわることなど、「エージェンシー」を育成する教育活動を推進する。

○校則問題等について、生徒の意見を尊重しながら、教員や保護者も丁寧にかかわって一緒にルールを考えていくことは、エージェンシーが育つ格好の機会と言える。

○社会の問題や変化に対して、主体的に向き合うことのできる子どもたちを育ていくために学校教育に求められるのは、子どもたちが文化を学び、継承・発展させたり、よりよい未来を想像したりすることに対し、高い志と意欲をもち、自らの思考の枠に捉われずに柔軟に課題解決を目指していく教育である。そして、予測困難な時代を生き抜いていくための新たな社会的価値を他者ととともに創造するという、人間ならではの力を高めていく教育である。本市において、このような教育活動が推進されることに期待する。

また、審議の中では、自己肯定感を育成することの重要性についても意見が出された。令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」においても「校則の見直し」について盛り込まれ、同大綱の成果指標には自己肯定感が用いられる等、その重要性が高まっている。

本市の児童生徒が、ありのままの自分を大切なものとして受け容れ、自己肯定感を持つことができ、自分らしく、一人一人が幸福と感じられる生活を送ることができるよう、以下の通り提言する。

○児童生徒の長所や進歩、頑張りなどを認め、称賛し、自分への肯定的な気付きを促すとともに、自分の良さや可能性を認識できるようにすること。

○地域課題の探究学習などを通じ、子どもたちに「自分の力で人生や社会をよりよくできる」という成功体験や、地域の大人から認められるなどの経験を大切にすること。

○児童生徒の人権を尊重するとともに、課題も含め、ありのままの自分を受容できるよう、自己理解や自己受容のための自分を見つめる場や機会を設定すること。

資料 1

佐世保市学校教育審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成30年条例第40号）第2条第1項の規定により設置される佐世保市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、佐世保市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、教育委員会の所管に属する学校における次に掲げる事項について調査審議し、その意見を答申する。

- (1) 学校教育課題に関すること。
- (2) 教育施策の推進に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 審議会は、委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから必要のつと教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 保護者
- (5) 地域住民
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る調査審議及び答申が終了したときは、解任されたものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第6条 審議会の会議は、非公開とする。ただし、審議会において支障がないと認めた場合は、公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(佐世保市学校学期制検討委員会条例の廃止)

2 佐世保市学校学期制検討委員会条例(平成30年条例第64号)は、廃止する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

3 佐世保市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の項中「佐世保市学校学期制検討委員会」を「佐世保市学校教育審議会」に改める。

資料 2

佐世保市学校教育審議会委員名簿

No			所 属	役 職	氏 名
1	1 号 委員	学識経験を有する者	長崎県立大学佐世保校	学長	浅田 和伸
2	1 号 委員	学識経験を有する者	長崎短期大学保育学科	准教授	中村 明夫
3	2 号 委員	関係団体の代表者	佐世保市小学校校長会	校長	兼 正晴
4	2 号 委員	関係団体の代表者	佐世保市中学校校長会	会長	中野 一史
5	2 号 委員	関係団体の代表者	佐世保市 PTA 連合会	会長	知名 睦人
6	3 号 委員	学校教育関係者	佐世保地区高校長会	校長	濱野 正義
7	3 号 委員	学校教育関係者	佐世保市私立高校長会	校長	中村 浩
8	4 号 委員	保護者代表	福石中学校 PTA	会長	池田 弥生
9	5 号 委員	地域関係者	佐世保青年会議所	理事長	福田 登志也
10	6 号 委員	教育委員会が必要と 認める者	長崎県弁護士会佐世保 支部	弁護士	松田 貴史
11	6 号 委員	教育委員会が必要と 認める者	佐世保人権擁護委員協 議会		山崎 敦子
12	6 号 委員	教育委員会が必要と 認める者	児童精神科医		山下 浩
13	6 号 委員	教育委員会が必要と 認める者	成人式典検討委員		神屋 成秀
14	6 号 委員	教育委員会が必要と 認める者	成人式典検討委員		坪川 理恵

任期：審議が終了するまで

生徒指導提要より	答申より
【校則の見直し】 (1) 学校における取組例 - 各学級で校則や学校生活上の規則で変更してほしいことを議論。 - 生徒会や PTA 会議、学校評議員会において、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取。 - 校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明。 (2) 教育委員会における取組例 - 校則の内容、見直し状況について実態調査を実施。 - 学校等の実態に即した運用や指導ができているか等の観点から、必要に応じて校則を見直すよう依頼。 (3) 児童生徒の参画 校則の見直しに児童生徒が参加し意見表明することは、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなる。	提言 1 「校則の見直しについて」 (1) 今ある校則の再点検 (2) 校則の不断の見直し 提言 2 「これからの学校教育について」 - 多様性を認め合い、人権を尊重し合う学校の意識、環境を醸成すること。 - エージェンシーを育成する教育活動を推進すること。 - 児童生徒の長所や進歩、頑張りなどを認め、称賛し、自分への肯定的な気づきを促すとともに、良さや可能性を認識できるようにすること。 - 地域課題の探究学習などを通じ、子どもたちに「自分の力で人生や社会をよりよくできる」という成功体験や、地域の大人から認められるなどの経験を大切にすること。 - 児童生徒の人権を尊重するとともに、課題も含め、ありのままの自分を受容できるよう、自己理解や自己受容のための自分を見つめる場や機会を設定すること。
その他委員から出された校則に関する意見	今後の取組
- 児童生徒個々人の人権や多様性への配慮が必要。 - 中学生らしさといった「らしさ」の押し付けになってはならない。 - 校則が子どもたちを従わせるためのツールとなってはならない。 - 校内に校則検討委員会を設け、職員同士の話し合いの場をもつことが必要。 - 児童生徒の校則に対する意見を大人に伝えることができる機会を作る	【佐世保市教育委員会が取り組むこと】 (1) 校則の再点検及び内容の見直しにかかる周知・指導と取組状況の確認 (2) 校則の不断の見直し依頼と定期的な確認、HP による公開 (3) 自己肯定感の育成、探求的な学びの推奨 【各学校の取組】 (1) 校則の再点検及び見直し (2) 生徒会や児童会、PTA 会議、学校評議員会における校則見直しについての意見の聴取、アンケートの実施 (3) HP 掲載による校則の周知と保護者、地域住民との共通理解 (4) 入学説明会における校則の説明 (5) 自己肯定感の育成、探求的な学びの実践